

第一次琴浦町総合計画

基本計画

平成19年3月

琴 浦 町

目 次

<第1章> 基本的な考え方	2
1 基本計画の趣旨	3
2 基本計画の性格	3
3 基本計画の方針	3
4 計画の期間	4
<第2章> 施策展開	5
1 総論	6
2 各論	17
基本施策1 未来をひらく地域産業のまちづくり	17
基本施策2 自然と共に生きる環境のまちづくり	27
基本施策3 健やかで思いやりのあるまちづくり	38
～ 1 保健、医療、福祉の充実 ～	39
～ 2 人権意識の高揚 ～	49
基本施策4 誇り高く心豊かな人を育むまちづくり	52
基本施策5 住民が自らつくる活力あるまちづくり	63
3 琴浦町財政推計	70
<資 料>	71
1 諮問	72
2 答申	73
3 議案	74
4 琴浦町総合計画審議会条例	75
5 総合計画審議会委員名簿	76
6 庁内策定体制	77

第1章 基本的な考え方

- 1 基本計画の趣旨
- 2 基本計画の性格
- 3 基本計画の方針
- 4 計画の期間

1. 基本計画の趣旨

琴浦町は、2004年（平成16年）9月1日に鳥取県東伯郡東伯町、赤碕町が対等合併し、新しく町制施行しました。

琴浦町では、東伯西部合併協議会が策定した「新町まちづくり計画」の施策の方針に沿って運営をスタートし、これからの町の進むべき方向についてより詳細かつ具体的内容を示す、琴浦町総合計画基本構想（以下「基本構想」という）を策定します。基本構想では、2016（平成28年度）までの中・長期的な展望に立ち、琴浦町の将来像「自然と歴史が調和した心豊かなふるさと未来」の達成に向けての基本理念を「自然と調和した住みよい環境のまち（生活環境）」「希望に満ち健やかに笑顔広がるまち（人のこころ）」「誇り高くみんなでつくる共生のまち（地域社会連携）」と掲げました。

琴浦町総合計画基本計画（前期）（以下、「基本計画」という）は、この基本構想の実現に向けて、今後5年間で琴浦町において、特に優先すべき重点的な取り組みを掲げた計画書として策定したものです。

2. 基本計画の性格

- (1) 基本計画は、基本構想に掲げたまちづくりの将来像、基本理念を常に意識し、今後、各種取り組みを選択し、実施する際には、将来像「自然と歴史が調和した心豊かなふるさと未来」を最優先することを掲げて策定するものです。
- (2) まちづくりの主役は町民であることを常に念頭において、町民・議会・行政の協働により基本計画を推進していきます。
- (3) 琴浦町では、基本構想策定前の2004年（平成16年）に国の内外で記録的な災害が発生したことを教訓とし、町民の生命や生活を守ることの重要性をより強く受け止めるとともに、多大な被害の対応、復旧に取り組む責務を再認識し、町民の安心・安全・防災に関する基本施策に取り組めます。
- (4) 基本計画の重点的な取り組みに関しては、今日の急速な社会情勢の変化に適切に対応できるよう、変更・追加・中止等、柔軟に見直しを行います。
- (5) 基本計画では、既に実施している取り組みに加え、中・長期的に考え、早急に実施すべき取り組みを掲げています。
- (6) 基本計画では、町が主体となる取り組みのほか、国や県等の取り組みについても、町に関連のあるものは掲げており、関係機関に対して積極的な支援と協力及びその円滑な推進を期待することを前提としています。

3. 基本計画の方針

基本構想を目指した取り組みを進めるためには、町民・議会・行政がともに地域自治において自立の意識を持ち、新しい関係を構築することが必要です。

それは、従来のように、多大なコストをかけて行う行政サービスの提供ではなく、それぞれの新しい役割分割により、一つの協働社会を構成していく関係にあると考えます。

また、そのような新しい関係性の中で、行政は、人・物・金・情報といった行政資源を使って、町民生活の基盤整備と琴浦町の将来に向けた取り組みを実施し、琴浦町が自立できる財政基盤を持たなければなりません。

基本計画においては、このような考え方に基づいて、基本構想で定めた基本施策ごとの目標とその実現のための主要施策・主要事業及び具体的方策を明確に示しました。

そして、それぞれの具体的方策を実施するための重点的な取り組みを選択するに当たっては、下記の方針に基づきました。

【重点的な取り組みの方針】

- ①町民と議会と行政に自立を強く意識づけ、動機づける取り組みであること。
- ②町民の主体性を重んじる取り組みであること。
- ③徹底的な見直しを行って無駄を省き、効率化を図る取り組みであること。
- ④効率化を図ると同時に、有意義な未来への投資に積極的に対応する取り組みであること。
- ⑤地域の資源を生かし、新しい価値を見出す取り組みであること。
- ⑥コミュニティーをはぐくみ、地域活動を育てる取り組みであること。
- ⑦旧町のエリアにとらわれることなく、琴浦町全体を視野に入れ、一体感を醸成する取り組みであること。
- ⑧地方自治の原点にかえり、他の自治体の例にとらわれることなく、琴浦町独自の施策を生み出す取り組みであること。
- ⑨世代間、地域間の交流の円滑化を図る取り組みであること。
- ⑩新しい琴浦町を担う子ども達の幸福につながる取り組みであること。

4. 計画の期間

計画期間は、2007年度（平成19年度）から2011年度（平成23年度）までの5年間とします。



第2章 施策展開

1 総論

2 各論

1. 総論

基本構想では、21世紀の新時代に新たなる町を形成し、豊かな自然・歴史・文化・産業そして人を礎に郷土の未来を描くための琴浦町の将来像「自然と歴史が調和した心豊かなふるさと未来」を目指すまちづくりのための3つの基本理念「自然と調和した住みよい環境のまち（生活環境）」「希望に満ち健やかに笑顔広がるまち（人のこころ）」「誇り高くみんなでつくる共生のまち（地域社会連携）」と5つの基本施策を定めています。基本計画の施策展開においては、その基本施策に基づく主要施策や、主要施策に基づく主要事業、具体的方策を次のように定めます。

「主要施策」は、基本施策において、どのような分野の施策が必要か、表わしたものです。

「主要事業」は、主要施策の達成に向けて、何をすべきかを定めたものです。

「具体的方策」は、主要事業の具体的な方向を定めたものです。

基本施策 1 : 『未来をひらく地域産業のまちづくり』

主要施策 1 : 農林水産業の振興		
主要事業		具体的方策
1-1	畜産果樹野菜振興対策事業	全国有数の特産化を目指して畜産・果樹・野菜生産振興対策を推進します。
1-2	農林業基盤整備事業	農地集積、かんがい排水、森林保育、林道開設、施設整備などにより地域農林業生産基盤を整えます。また、遊休荒廃農地対策を推進します。
1-3	「地産地消」強化促進事業	都市との交流を検討するほか、「道の駅」の有効活用、野菜・果樹・畜産・水産物の販売及び付加価値加工品の流通販売促進を図ります。
1-4	担い手育成対策事業	町の主幹産業である農業の担い手を育成し、農業振興を図ります。
1-5	特産品研究プロジェクト事業	関係機関等によるプロジェクトを組織して、高付加価値特産品の開発・生産・販売体制について研究を行います。
1-6	沿岸漁業整備促進事業	漁業担い手育成に取り組むとともに、漁業生産活動や水産物流通の拠点基地となるよう港湾周辺の整備を図ります。
1-7	有機栽培の里づくり推進事業	低農薬・低化学肥料栽培を推進し、有機栽培及びバイオマス研究実用化に取り組み、環境にやさしい安全・安心な農業生産の展開を図ります。

主要施策 2：商工業の振興

主 要 事 業		具 体 的 方 策
2-1	企業体質強化、販売流通拠点の形成事業	地元産品加工食品製造業をはじめ、町内事業所に対し融資による支援策を充実し起業にかかる支援を図り、経営基盤の強化、既存企業の体質強化を図るとともに、道の駅・駅前商店街などショッピングゾーンを核とした商業地域基盤確立のための支援活動を展開します。また、商工会等の組織の強化を図ります。

主要施策 3：観光振興対策

主 要 事 業		具 体 的 方 策
3-1	道の駅管理運営事業	道路利用者のための休憩機能、道路利用者や地域の方々の情報発信機能を併せ持つ休憩施設である道の駅の管理運営を行います。
3-2	観光情報発信事業	観光案内システムの充実を図るとともに、「観る」「食べる」「楽しむ」「憩う」空間（周遊ルート）を広域的な連携を図りながらイベント開催や体験観光を組み込んだ観光情報を発信します。
3-3	景観まちなみ整備事業	先人たちの知恵と努力により培われた歴史や文化などの地域固有の資源を守り、活用しながら次世代へ継承するため、住民と協働して魅力ある景観まちなみを整備します。

主要施策 4：雇用対策

主 要 事 業		具 体 的 方 策
4-1	後継者育成支援事業	担い手を育成するため町内産業の就業体験（インターシップ）を推進します。また、若者に魅力ある企業の誘致やそのための定住を促す住宅環境の整備を推進します。

基本施策 2：『自然と共に生きる環境のまちづくり』

主要施策 1：道路の整備

主 要 事 業		具 体 的 方 策
1-1	主要幹線道路整備事業	一般国道9号東伯・中山道路の整備をはじめ、アクセス道路、新庁舎、公共機関等主要施設をネットする幹線道路を整備し、地域の産業・観光・文化の振興を図ります。

主要施策 2 : 公共交通対策		
主要事業		具体的方策
2-1	公共交通利用促進	地域の住民サービスの提供を図るため、J Rおよび路線バスの効率的な運行を促進します。
主要施策 3 : 市街地（町並み）の整備		
主要事業		具体的方策
3-1	市街地計画整備事業	J R 駅周辺等、都市計画街路の整備、区画整理及び庁舎周辺景観等美しい町並みゾーン整備を進めます。
主要施策 4 : 地域情報化対策		
主要事業		具体的方策
4-1	高度情報通信網整備事業	高度情報化時代に即した地域情報ネットワークシステムを整備し、産業振興や情報基盤に基づいた生活形成を行っていきます。ケーブルテレビを活用したデジタル放送受信設備の整備を進めます。そして I T 講習会・ I T 教室の開催を広く行っていきます。
主要施策 5 : 住宅・住環境の整備		
主要事業		具体的方策
5-1	住宅施設整備事業	公営住宅整備・分譲宅地造成整備により若者の定住を図り、人が賑わうまちづくりを進めます。空き家の活用など県外からの転入者に対し、住宅支援を行っていきます。
5-2	伝統的住宅保存	地域文化を築いてきた伝統的住宅の保存を行います。
主要施策 6 : 公園・緑地の整備		
主要事業		具体的方策
6-1	市街地公園整備事業	市街地にある小公園などの安全性と潤いのある緑地空間に配慮した公園整備を進めます。
6-2	環境保全促進事業	河川・海岸線の環境美化や保全に取り組むボランティア活動など住民の自主的活動を啓発していきます。
主要施策 7 : 上水道・下水道の整備		
主要事業		具体的方策
7-1	上水道整備事業	安全で安心して飲める水の安定供給を図る水道施設整備、水源確保に取り組みます。
7-2	下水道整備促進事業	美しい自然環境と快適な居住環境を確保するために、下

		水道施設整備を促進します。
主要施策 8 : 環境衛生とリサイクル対策の充実		
主 要 事 業		具 体 的 方 策
8-1	環境衛生促進事業	リサイクルや分別収集の促進によりごみの減量化を進めます。快適な生活環境を維持していくために不法投棄の防止に取り組み、環境保全の啓発活動を展開します。
主要施策 9 : 防災・消防・救急・国民保護体制の充実		
主 要 事 業		具 体 的 方 策
9-1	防災・消防・救急対策推進事業	消防施設・設備の整備を行い、消防及び救急体制の充実を図ります。防災行政無線の整備を行い防災機能の強化とともに、地域における防災意識の啓発を図ります。
主要施策 10 : 交通安全・防犯体制の充実		
主 要 事 業		具 体 的 方 策
10-1	交通安全施設の整備、交通安全の啓発	交通事故を防止するため、交通安全施設の整備と交通安全の啓発を行います。
10-2	防犯安全活動の促進	地域ぐるみでの暴力追放運動や青少年の非行防止活動を促進します。
主要施策 11 : 自然・歴史的環境の保全		
主 要 事 業		具 体 的 方 策
11-1	自然景観保全事業	恵まれた自然環境を保全するため、自然景観や歴史的史跡と共生できる地域環境を創出します。
主要施策 12 : 治山・治水・海岸保全と港湾・海岸整備		
主 要 事 業		具 体 的 方 策
12-1	山林等荒廃防止対策事業	山林の植生対策により水源涵養機能を充実し、荒廃防止を図ります。
12-2	水害・土砂災害防止対策事業	2級河川、準用河川の護岸等改修整備を行い、水害防止を図ります。予防治山、砂防整備事業に取り組み土砂災害の防止を図ります。
12-3	急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊防止区域の整備を行い、安全な生活環境を創出します。
12-4	港湾・海岸整備事業	水産物等の物流拠点として、港湾機能の充実及び町民の生命財産を守るため、海岸侵食と高波による浸水防止対策を行い、海岸の保全に努めます。

主要施策 13：地球温暖化対策の推進

主要事業		具体的方策
13-1	自然との共生事業	地球温暖化の原因とされる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑制するため、再生可能な自然エネルギーの実用化に向けた取り組みを進めるとともに、資源循環型社会の形成を図り、人と自然が共生できる良好な環境の創出を推進します。

主要施策 14：国土調査事業の推進

主要事業		具体的方策
14-1	地籍調査事業	一筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成する事業を推進します。

基本施策 3：『健やかで思いやりのあるまちづくり』

～ 1) 保健、医療、福祉の充実 ～

主要施策 1：保健・医療の充実

主要事業		具体的方策
1-1	地域医療体制の充実	鳥取県、消防署、医療機関等との連携・協力を図り、救急処置・移送体制の整備・充実並びに休日・夜間の医療体制の充実に取り組みます。町内医療機関と連携し、日頃の健康管理のため、かかりつけ医の奨励と在宅医療体制の充実を図ります。
1-2	健康づくりと予防保健事業	各種健康診査への受診促進や相談・指導体制の充実を図るなど町民の健康づくりに努めます。また、温水プールやトレーニング施設などを備えた健康増進施設を整備し、運動習慣の一層の推進を図ります。
1-3	母子保健の充実	妊婦・乳幼児健康診査や育児相談、訪問指導等各種保健指導を実施し、子育てに対する知識や技術を提供し、育児不安の軽減に努めます。また、幼児虐待や発達障害のある子ども等に対する支援の充実を図るため、医療機関、児童相談所、中部療育園、保育園、幼稚園、学校、地域との連携を強化します。

1-4	医療費の助成	身体に障害のある人、その他特に医療費の助成を必要とする者の健康の保持及び生活の安定を図るため、医療費の自己負担について助成します。
主要施策 2 : 地域福祉の充実		
主 要 事 業		具 体 的 方 策
2-1	地域ボランティア支援	福祉学習の充実やボランティア組織の整備、リーダーの育成などボランティア活動を支援していきます。ボランティアセンターの整備・充実を図り、ボランティアシステムづくりを推進します。
2-2	地域支え合い事業	社会福祉協議会や民生委員等との連携を図り、地域福祉ネットワークを推進し、地域福祉活動の充実を図ります。
主要施策 3 : 高齢者の生きがい対策、福祉の充実		
主 要 事 業		具 体 的 方 策
3-1	高齢者の社会参加の推進	伝統文化・技能の伝承などを通して、子ども達等との世代間交流を推進します。老人クラブ、スポーツや趣味の活動、シルバー人材センターなど高齢者の自主的活動を支援します。
3-2	元気高齢者の支援	高齢者の健康づくりや趣味の活動などの生きがい教室の開催、生きがい就労推進等、生涯現役のまちづくりを進めます。
3-3	在宅福祉の充実	認知症予防対策やリハビリテーションなど生活支援事業を総合的に実施し、高齢者の在宅支援に努めます。地域包括支援センターは、居宅介護支援事業所や介護支援専門員との連絡調整を図り、介護体制の推進に努めます。
主要施策 4 : 児童福祉・子育て支援対策の充実		
主 要 事 業		具 体 的 方 策
4-1	子育て支援の充実	子育て支援センターを整備・充実し、地域子育て仲間づくりや一時預かり制度の拡充など子育て支援活動の充実に努めます。育児休業の取得促進施策、子育てヘルパー派遣事業などの充実に努めます。
4-2	保育事業の推進	保育時間の延長など多様なニーズに対応した保育サービスや放課後児童クラブの充実、保育料の軽減等に努めます。
主要施策 5 : 障害者（児）福祉の充実		
主 要 事 業		具 体 的 方 策

5-1	障害者在宅福祉の推進	障害者自立支援法に基づくホームヘルプ等の障害福祉サービスの充実とともに、相談支援等の地域生活支援事業の拡充に努め、障害のある人が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。 また、スポーツや文化活動への参加を促進するなど、障害のある人の社会参加を推進します。
5-2	バリアフリーのまちづくり	公共施設のバリアフリー化の推進など障害のある人や高齢者等にやさしいまちづくりに努めます。障害のある人に対する理解を深めるため、広報・啓発活動を実施し心のバリアフリーを進めます。
主要施策 6 : 母子・父子福祉の充実		
主 要 事 業		具 体 的 方 策
6-1	母子・父子家庭への支援	母子・父子家庭の生活の安定と向上を図るとともに、児童が心身ともに健やかに成長されるよう必要な諸条件を整え、支援する施策を推進します。

～ 2) 人権意識の高揚 ～

主要施策 7 : 人権意識の高揚		
主 要 事 業		具 体 的 方 策
7-1	人権尊重のまちづくり	「あらゆる差別をなくする総合計画」を策定し、部落差別をはじめ、子どもや女性、高齢者、障害のある人、在住外国人などあらゆる人権を尊重するまちづくりを総合的に進めます。
7-2	人権・同和教育の推進	同和教育や人権教育に関する講演会や研修会、地域懇談会、町民集会等を開催し意識啓発を図るとともに、各団体や組織活動の支援、連携による啓発活動の充実に努めます。
7-3	人権・同和対策事業の推進	文化センターの整備及び隣保館事業の充実、生活相談員設置、人権教育推進員の設置、進学奨励金給付事業等各種制度の実施など同和対策事業を総合的に推進します。

基本施策 4 : 『誇り高く心豊かな人を育むまちづくり』

主要施策 1 : 幼児教育の充実		
主 要 事 業		具 体 的 方 策

1-1	幼児教育の推進啓発	家庭、地域での子育ての支援を行うため、学習会等の開催、育児相談、子育てボランティアの育成を行い、幼児教育の推進啓発を図るとともに、将来的には保幼一元化を目指して、幼稚園方式等を含めて検討を行います。
1-2	交流連携	地域社会において、家庭、保育園、幼稚園、小学校が連携を図り、交流を行い、地域に根ざした幼児教育の振興を図ります。
1-3	教育環境の整備	幼児一人ひとりの健やかな発達を促していくための環境の整備を行います。

主要施策 2 : 学校教育の充実

主 要 事 業		具 体 的 方 策
2-1	教育環境の整備	教育施設、環境の整備充実を行い、学力向上を図るとともに、情報教育、国際理解教育や地域社会とふれあいを深める教育の推進を行います。
2-2	基礎学力向上の推進	児童・生徒の学力の実態を把握し学力の向上を図るため、指導主事等の配置を行うとともに、学校、家庭、地域が連携をとり支援対策を講じます。
2-3	人権・同和教育の推進啓発	学校教育における人権・同和教育に関する学習活動を総合的に推進します。
2-4	教育相談	心の教育相談員の配置を行うなど、いじめ、不登校等様々な悩みをかかえる児童、生徒や保護者、教師に助言・支援を行うカウンセリング体制の整備を図ります。
2-5	体験交流	地域、歴史・文化とふれあい、地域に根ざした教育文化を推進し、開かれた学校づくりを目指します。

主要施策 3 : 生涯学習の充実

主 要 事 業		具 体 的 方 策
3-1	生涯学習の推進啓発	学習機会、情報の提供を行い、自己啓発活動の推進を図り、生涯学習の総合的な展開を図るとともに、団体、指導者、ボランティアの育成を行います。 また、女性が個性と能力をもって自己実現を目指し、積極的に社会参加ができるように学習機会を充実します。
3-2	青少年健全育成の推進啓発	家庭、学校、地域、行政が連携をとり、青少年を非行から守るための推進啓発活動を行い、子ども達が心身ともに健やかに暮らせるまちづくりを目指します。
3-3	公民館活動の促進	地域づくりの拠点として、公民館事業の充実を図り、地域に根ざした生涯学習の推進を行います。

3-4	図書館活動の促進	図書館の施設整備の充実を行い、本に慣れ親しむ機会を提供するとともに、小・中学校と連携をとり読書活動の推進を図ります。
主要施策 4 : 人権・同和教育の充実		
主 要 事 業		具 体 的 方 策
4-1	人権・同和教育の推進	学校・社会教育における人権・同和教育に関する学習活動を推進するため、推進員の各種研修会への派遣を行い資質の向上を図るとともに、地域と連携をとり総合的な人権・同和教育の推進を図ります。
4-2	人権・同和教育の啓発	家庭、保育園、幼稚園、学校、地域社会、職場等あらゆる場や機会を通し講演会の開催等を行い、一貫した人権・同和教育啓発活動を総合的に推進し、意識啓発を図ります。
4-3	人権・同和対策	同和問題の正しい理解と認識を深め、町民の意識の高揚を図り、同和問題をはじめとするあらゆる差別問題の速やかな解決を図ります。
主要施策 5 : 地域文化の振興		
主 要 事 業		具 体 的 方 策
5-1	文化財の保存継承	史跡の周辺調査を行い、国・県・町指定の有形・無形文化財等の保護、保存を行い、地域の文化遺産を後世に伝えます。
5-2	地域文化の振興	地域文化に親しむ機会、場所、情報の提供をはじめ文化活動のネットワークづくりを進め、地域の文化財・伝統行事を広くPRを行い、活用を図ります。
主要施策 6 : スポーツ・レクリエーションの振興		
主 要 事 業		具 体 的 方 策
6-1	社会体育施設の整備	社会体育施設の整備を行うとともに、既存施設の有効利用を図り、スポーツに親しむ地域のコミュニケーションの場としての充実を図ります。
6-2	スポーツ・レクリエーションの推進啓発	各種大会、教室、講習会を開催し、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会を提供するとともに、学校及び社会体育施設を開放し地域住民の健康増進を図ります。
6-3	スポーツクラブの育成	指導者、各種団体の育成を行い、地域のスポーツ活動を活性化し、スポーツ少年団等の各種スポーツクラブの育成を図ります。

基本施策 5 : 『住民が自らつくる活力あるまちづくり』

主要施策 1 : 住民参画・地域活動の推進		
主要事業		具体的方策
1-1	住民参画条例の制定	町民と行政が協働して取り組むまちづくりを進めるため、行政運営への住民参画について定めた住民参画条例を制定し、住民の取り組みを示した活動指針を策定します。
1-2	地域づくり活動支援事業	地域の活性化に向けた住民主体の活動を推進するため、地域づくり団体やNPO等の育成を行うほか、各種団体等の自発的な取り組みを支援する制度を創設します。
1-3	情報公開推進事業	情報公開を積極的に推進するため、各種計画案の内容を事前に住民に周知するとともに、主な事務事業の経費等を住民にわかりやすく公開します。
1-4	意見・提言対応窓口の設置	「提案箱」等に寄せられた町民の意見・提言に、迅速に対応するための窓口を設置し、意見・提言の取りまとめ及び調整などの体制づくりを行います。
主要施策 2 : 男女共同参画社会の推進		
主要事業		具体的方策
2-1	男女共同参画推進計画の策定	社会のあらゆる分野において、対等に活動し責任を分かち合う男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画推進計画を策定します。
2-2	男女共同参画リーダー育成事業	性別に関わりなく住民が地域社会に参加できる環境を整備するため、リーダーを育成するための研修会の開催や審議会等への女性の積極的な登用を行います。
2-3	男女共同参画啓発事業	男女のあり方の問題について考え、一人ひとりが自己変革をし、人として自立できるような社会を作るため、福祉分野・教育分野と連携し、町民を対象とした講演会や様々な技能を習得するための研修会を開催します。
主要施策 3 : 国際・国内交流の推進		
主要事業		具体的方策
3-1	国際交流推進事業	国際交流を推進するため、国際交流員を設置し、外国語指導助手の招致、児童、生徒の海外への研修派遣を行います。

3-2	ふるさと交流事業	国内の他の自治体や各種団体、県外在住の町出身者との交流を活性化するため、ゆかりのある自治体と交流を進めるとともに、各種団体との意見交換会や町出身者に対する情報の収集・提供を行います。
主要施策 4 : 行財政運営の効率化		
主 要 事 業		具 体 的 方 策
4-1	専門的組織・人材の設置	地方分権の時代に対応した新たな施策に積極的に取り組むため、環境問題や情報化に対応するための専任組織や福祉分野等の専門職員を配置します。
4-2	電子ネットワーク化推進事業	行政手続きの電子ネットワーク化を推進し、公共施設の利用や各種申請の手続きの情報通信技術の活用に向けて取り組みます。
4-3	行財政運営適正化事業	行財政の適正な運営を図るため、行政評価制度の導入に向けて検討を行い、バランスシートを作成・公開するとともに、資金調達多様化の方法として町民債の発行を検討します。
4-4	新庁舎の建設	事務能率と行政サービスの向上を図るため、OA化に対応した新町のシンボルにふさわしい近代的・合理的で耐震性を持った災害時の拠点ともなりうる庁舎を建設します。また、庁舎建設に当たっては、将来展望に立った総合的な整備計画を策定します。

以上の目標達成に向けた施策展開を次に示します。

2. 各 論

基本施策 1 : 『未来をひらく地域産業のまちづくり』

主要施策 1 農林水産業の振興

主要事業 1-1 畜産果樹野菜振興対策事業

具体的方策		全国有数の特産化を目指して畜産・果樹・野菜生産振興対策を推進します。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
1	継続	① 畜産振興対策事業	平成 19 年度～平成 23 年度
	継続	② 果樹振興対策事業	平成 19 年度～平成 23 年度
	継続	③ 農林漁業振興対策事業	平成 19 年度～平成 23 年度
	継続	④ 有害鳥獣対策事業	平成 19 年度～平成 23 年度
	継続	⑤ 野菜振興対策事業	平成 19 年度～平成 23 年度
1-①	畜産振興対策事業（平成 19 年度～平成 23 年度）		
目的	畜産業の振興を図るため、関係機関と連携し、経営の高度化と技術向上を推進します。		
概要	優良品種の導入、飼育管理技術の指導等により家畜の個体能力の向上を図り、安定した畜産経営を目指します。		
1-②	果樹振興対策事業（平成 19 年度～平成 23 年度）		
目的	果樹の経営安定と産地維持を図るため、関係機関と連携し、新技術・品種を導入し、果樹生産基盤を充実させます。		
概要	果樹（梨、ぶどう）共済掛金の負担軽減を行い、共済加入を推進し、災害等の場合の経営安定を図ります。 また、新品種等の苗木植栽助成を行い、新たな産地づくりを目指します。		
1-③	農林漁業振興対策事業（平成 19 年度～平成 23 年度）		
目的	農林漁業振興のための様々な問題について、関係機関で有効な対策等を協議し、農林漁業振興に役立てます。		
概要	農林漁業を取り巻く様々な問題に対し、農林漁業関係団体が連携を図り、農林漁業振興に向けた対応を促進します。		

1-④	有害鳥獣対策事業（平成19年度～平成23年度）
目的	有害鳥獣から農作物への被害を防止し、安定的な農業生産ができるよう地域全体での取り組みを促進します。
概要	有害鳥獣捕獲業務の猟友会への委託、電気柵等の設置を行うなど、関係機関と連携し、有効な対策や検討を行い、地域全体での取り組みを推進します。
1-⑤	野菜振興対策事業（平成19年度～平成23年度）
目的	野菜の経営安定と産地維持を図るため、関係機関と連携して、農産物の価格安定が確保できるように取り組みます。
概要	野菜の価格が著しく低落した場合、生産者に価格差補給金の交付を行い、経営の安定と産地維持を図ります。

主要事業 1-2 農林業基盤整備事業

具体的方策		農地集積、かんがい排水、森林保育、林道開設、施設整備などにより地域農林業生産基盤を整えます。また、遊休荒廃農地対策を推進します。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		
	事業実施年度		
2	継続	① 東伯中央地区広域営農団地農道整備促進事業	平成19年度～平成23年度
	継続	② 農業用施設等整備・補修事業	平成19年度～平成23年度
	継続	③ 森林整備促進事業	平成19年度～平成23年度
	新規	④ 農地及び農業用施設保全管理	平成19年度～平成23年度
	継続	⑤ 灌漑施設の整備・維持管理	平成19年度～平成23年度
	継続	⑥ 土地改良事業の推進	平成19年度～平成23年度
	継続	⑦ 農地集積の推進	平成19年度～平成23年度
	継続	⑧ 遊休荒廃農地対策	平成19年度～平成23年度
2-①	東伯中央地区広域営農団地農道整備促進事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	中山間地域の農業生産・物流の活性化を図るため、農道整備を促進します。		
概要	農業生産活動と農村地域の生活の利便性ならびに農産物の品質の向上を図るため、中山間地域に整備される農道延長19,310mの早期完成を促進します。		
2-②	農業用施設等整備・補修事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	農業の生産性の向上を図るため、農業用水路・農道等の維持管理を行います。		
概要	農業用排水路・農道の維持管理を行うため、施設整備工事、原材料支給、機械借り上げ等を行い、施設の維持管理を行います。		

2-③	森林整備促進事業（平成19年度～平成23年度）
目的	森林の持つ公益的機能を保全するための整備を促進します。
概要	森林整備事業、松くい虫防除事業を実施するとともに、森林への各種施業及び作業道開設などを支援します。
2-④	農地及び農業用施設保全管理（平成19年度～平成23年度）
目的	農地の保全及び農業用施設の管理を行い施設の長寿命化を図るとともに、環境に配慮した農業を行います。
概要	農地・水・環境保全向上対策事業を実施し、農地・農業用施設等の維持管理について、地域全体での共同の取り組みや環境に優しい農業を推進します。
2-⑤	灌漑施設の整備・維持管理（平成19年度～平成23年度）
目的	農業生産向上のため、灌漑施設の整備や維持管理を行います。
概要	県営畑総事業などにより土地改良施設の整備を行い、また、これらの施設及び国営造成施設の維持管理に対して支援を行います。
2-⑥	土地改良事業の推進（平成19年度～平成23年度）
目的	安定的な農業基盤整備の充実を図るため、土地改良事業への支援を行い、農地・農業用施設の効率的な維持管理を図ります。
概要	農業経営者の労働力の軽減や担い手農家の育成を図る土地改良事業を推進し、各改良区へ助成し、受益農家の負担軽減を図ります。
2-⑦	農地集積の推進（平成19年度～平成23年度）
目的	担い手農家の経営規模拡大を推進し、経営の安定を図ります。
概要	農業者支援事業等により、認定農業者が行う農地の賃貸借による農地集積を推進します。
2-⑧	遊休荒廃農地対策（平成19年度～平成23年度）
目的	遊休農地を活用し、荒廃農地の防止を図ります。
概要	農地パトロール等農業委員会活動を通して町内の遊休農地を把握し、認定農業者等担い手への利用権設定等及び企業による農業参入を支援し、農地の貸し借りをを行い、遊休農地、荒廃農地の減少を図ります。

主要事業 1-3 「地産地消」強化促進事業

具体的方策		都市との交流を検討するほか、「道の駅」の有効活用、野菜・果樹・畜産・水産物の販売及び付加価値加工品の流通販売促進を図ります。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
3	新規	① グリーンツーリズム事業	平成19年度～平成23年度
	新規	② 道の駅活性化事業	平成19年度～平成23年度
	継続	③ 農林水産物の販売促進事業	平成19年度～平成23年度
	新規	④ ジゲの食農教育推進事業	平成19年度～平成23年度
3-①	グリーンツーリズム事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	都市住民と農山漁村の交流を図り、地域の活性化を促進します。		
概要	都市住民が農山漁村の自然・文化・地域の人々などと農林漁業体験民宿などで交流を図れるようにするため、地域の関係者等との調整を行い、地域の活性化を図ります。		
3-②	道の駅活性化事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	町内で生産される農畜水産物を町民へ広く紹介していきます。道の駅の活性化を図ります。		
概要	町内の農畜水産物を紹介する販売促進キャンペーン「ことうらうまいもんまつり」を開催し、町民へ地産地消を働きかけていきます。 山陰道（東伯・中山道路）開通による集客状況の変化に対し、関係者と改善策を協議して、農畜水産物の販売を促進し、道の駅の活性化を図ります。		
3-③	農林水産物の販売促進事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	農林水産物のPR活動を支援し、販売促進を図ります。		
概要	県内外で開催されるイベント等で町内の農林水産物のPRを支援することにより、販売促進を図ります。		
3-④	ジゲの食農教育推進事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	特産品を継承していくため、小・中学生に梨等の栽培体験学習を実施し、栽培を通じて特産品としての関心を高めます。また、牛乳を普及させるための支援を行います。		
概要	郷土の特産品、二十世紀梨等の栽培を体験学習し、身近に生産者の苦労や二十世紀梨等の大切さを実感することにより、栽培に関心を持ち、特産品を継承していく取り組みを行います。また、牛乳の消費が低迷しており、牛乳普及協会等と連携し、牛乳の消費拡大に取り組む支援を行います。		

主要事業 1-4 担い手育成対策事業

具体的方策		町の主幹産業である農業の担い手を育成し、農業振興を図ります。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
4	継続	① 担い手育成支援事業	平成19年度～平成23年度
	継続	② 農業後継者支援対策事業	平成19年度～平成23年度
	継続	③ 中山間地域等直接支払事業	平成19年度～平成23年度
	継続	④ チャレンジプラン支援事業	平成19年度～平成23年度
4-①	担い手育成支援事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	地域農業の牽引者である認定農業者及び集落営農組織の育成を図ります。		
概要	新たな担い手の掘り起こしと担い手農家・組織の充実を図るため、関係団体の支援方策や認定農業者相互の研鑽・交流の研修・実践に対して支援を行います。		
4-②	農業後継者支援対策事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	将来の担い手育成のため、新規就農者等への支援を行います。		
概要	農業経営開始時の負担軽減や、技術習得を図るための各種研修に対しての支援を行います。		
4-③	中山間地域等直接支払事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	中山間地域等直接支払事業により、農業生産条件の不利性を補完し、中山間地域等の農地保全を図るための支援を行います。		
概要	協定農用地に対して直接支払を実施し、中山間地域の農地保全を支援し、農業生産活動の維持や農地の多面的機能の発揮を行うよう推進します。		
4-④	チャレンジプラン支援事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	農業や企業的農家等の元気な担い手を育成するとともに、農業の振興と活性化を図ります。		
概要	元気で意欲的な農業担い手等が作成した創意工夫した生産・流通等に係るプランの実現に必要な支援を行います。		

主要事業 1-5 特産品研究プロジェクト事業

具体的方策	関係機関等によるプロジェクトを組織して、高付加価値特産品の開発・生産・販売体制について研究を行います。
-------	---

通し 番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
5	新規	① 農畜産物の地域ブランド育成事業	平成19年度～平成23年度
	新規	② 農産物特産品の開発推進事業	平成19年度～平成23年度
5-①	農畜産物の地域ブランド育成事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	農畜産物の有利販売につなげるため、ブランド化の推進を図ります。		
概要	安心・安全を基本とし、消費者のニーズを調査しながら、農畜産物を育成するための検討を行い、ブランド化に向けた商品を掘り起こし、農業振興を図ります。また、ブランド化への取り組み、先進地への学習を行っていきます。		
5-②	農産物特産品の開発推進事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	農産物の新品種の開発や普及に向けた支援を行います。		
概要	農産物の新品種の開発普及に向けて普及所、JA等と連携し、梨・トマト等を奨励していくための支援を行います。		

主要事業 1-6 沿岸漁業整備促進事業

具体的方策		漁業担い手育成に取り組むとともに、漁業生産活動や水産物流通の拠点基地となるよう港湾周辺の整備を図ります。	
通し 番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
6	継続	① 水産業振興対策事業	平成19年度～平成23年度
	継続	② 漁業担い手育成研修事業	平成19年度～平成23年度
	継続	③ 漁村生活体験事業	平成19年度～平成23年度
	継続	④ 漁業経営開始円滑化事業	平成19年度～平成23年度
6-①	水産業振興対策事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	水産業の振興を図るため、組合及び組合員への支援を行います。		
概要	県事業の負担金拋出、赤碕町漁業協同組合の運営事業の支援、同組合員の償還負担の軽減、共済掛金の負担軽減を行います。		
6-②	漁業担い手育成研修事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	漁業担い手の確保を図るため、各種の支援を行います。		
概要	洋上指導者に指導費を助成し、漁業担い手の育成を支援します。		

6-③	漁村生活体験事業（平成19年度～平成23年度）
目的	漁業の生活体験（1年間）を実施し、漁業就業者の確保を促進する「漁業担い手育成研修事業（3年間）」の導入を図ります。
概要	体験者への生活費、漁協への受入経費を助成します。
6-④	漁業経営開始円滑化事業（平成19年度～平成23年度）
目的	漁業担い手の確保を図るため、新規就業のための設備整備を支援します。
概要	担い手育成研修を終えた研修生に、新規漁業就業の際に必要な漁船及び機器等をリースします。

主要事業 1-7 有機栽培の里づくり推進事業

具体的方策		低農薬・低化学肥料栽培を推進し、有機栽培及びバイオマス研究実用化に取り組み、環境にやさしい安全・安心な農業生産の展開を図ります。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
7	新規	① カラシナ・米ぬか栽培支援事業	平成19年度～平成23年度
	継続	② 農業用廃プラスチック等適正処理促進事業	平成19年度～平成23年度
	新規	③ 先進的営農支援推進事業	平成19年度～平成23年度
	新規	④ バイオマスエネルギー導入支援事業	平成19年度～平成23年度
7-①	カラシナ・米ぬか栽培支援事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	カラシナ・米ぬか栽培の普及を図り、環境にやさしい農業を推進します。		
概要	カラシナ・米ぬか栽培の試験栽培を行っているほ場に対して、試験期間中の支援を行い、栽培体系を確立し普及を図ります。		
7-②	農業用廃プラスチック等適正処理促進事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	農業廃棄物の適正処理を図ります。		
概要	農業用廃プラスチック等の処理に対する支援を行い、町内の山林及び原野等への不法投棄防止と環境保全を図ります。		
7-③	先進的営農支援推進事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	化学肥料や化学合成農薬を原則5割以上低減する等の先進的取組を推進します。		

概要	農地・水・環境保全向上対策において、先進的営農支援の対象となるよう活動組織と協定を締結し、活動指導を行います。
7-④	バイオマスエネルギー導入支援事業（平成19年度～平成23年度）
目的	環境に優しい木質バイオマスエネルギー施設の導入を支援します。
概要	ペレットストーブ設置を推進し、燃料となる間伐材等から生産された木質ペレット・チップの利用促進を図ります。

主要施策 2 商工業の振興

主要事業 2-1 企業体質強化、販売流通拠点の形成事業

具体的方策	地元産品加工食品製造業をはじめ、町内事業所に対し融資による支援策を充実し起業にかかる支援を図り、経営基盤の強化、既存企業の体質強化を図るとともに、道の駅・駅前商店街などショッピングゾーンを核とした商業地域基盤確立のための支援活動を展開します。また、商工会等の組織の強化を図ります。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業	事業実施年度
8	継続 ① 企業育成支援事業	平成19年度～平成23年度
	継続 ② 商業振興活動支援	平成19年度～平成23年度
8-①	企業育成支援事業（平成19年度～平成23年度）	
目的	中小企業の経営の安定化を図ります。	
概要	中小企業の経営の安定と向上を図るため、設備の導入、増設、経営に要する経費に対して、低利な融資を行います。	
8-②	商業振興活動支援（平成19年度～平成23年度）	
目的	商工会等商工関係団体の組織強化を図ります。	
概要	町商工会、町労務改善協議会に助成を行い、組織を強化し、活動を充実させ、商工業の振興を図ります。	

主要施策 3 観光振興対策

主要事業 3-1 道の駅管理運営事業

具体的方策		道路利用者のための休憩機能、道路利用者や地域の方々の情報発信機能を併せ持つ休憩施設である道の駅の管理運営を行います。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
9	継続	① 道の駅ポート赤碕管理運営事業	平成19年度～平成23年度
	継続	② 日韓友好交流公園管理運営事業	平成19年度～平成23年度
9-①	道の駅ポート赤碕管理運営事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	休憩機能や情報発信機能を併せ持つ休憩施設の管理運営を行います。		
概要	道路利用者のための休憩施設の維持管理並びに道路利用者と地域の方々のための情報発信を充実させ、道の駅の運営を図ります。		
9-②	日韓友好交流公園管理運営事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	日韓友好交流公園の管理運営を行います。		
概要	日韓友好交流公園の管理運営を行うとともに、友好交流の推進、資料館の展示物の充実、韓国物産の販売促進、PRを図ります。		

主要事業 3-2 観光情報発信事業

具体的方策		観光案内システムの充実を図るとともに、「観る」「食べる」「楽しむ」「憩う」空間（周遊ルート）を広域的な連携を図りながらイベント開催や体験観光を組み込んだ観光情報を発信します。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
10	継続	① 琴浦海岸観光振興事業	平成19年度～平成23年度
	新規	② 広域観光連携事業	平成19年度～平成23年度
	新規	③ 観光情報発信事業	平成19年度～平成23年度
10-①	琴浦海岸観光振興事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	琴浦海岸のさまざまな観光資源を活かした観光地づくりを推進します。		
概要	琴浦海岸を旅行した小泉八雲の足跡を観光資源に活かし、地元の理解と協力のもと、歩く観光地づくりを進めます。		
10-②	広域観光連携事業（平成19年度～平成23年度）		

目的	西部、中部地域と連携した観光振興を図ります。
概要	近隣の温泉地などを訪れる観光客に対して、大山滝、船上山をはじめとする町内の観光資源を活用し、広域的でさまざまな周遊ルートを設定しながら近隣の温泉地との相乗効果により、町内の観光客の増加を図ります。
10-③	観光情報発信事業（平成19年度～平成23年度）
目的	観光客のニーズに沿った観光情報の発信を行います。
概要	観光客の細かなニーズに応えられるよう観光パンフレットの充実を図るとともに、ホームページなど通信媒体での観光情報を発信し、集客力の増加を図ります。

主要事業 3-3 景観まちなみ整備事業

具体的方策		先人たちの知恵と努力により培われた歴史や文化などの地域固有の資源を守り、活用しながら次世代へ継承するため、住民と協働して魅力ある景観まちなみを整備します。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
11	新規	① 街なみ環境整備事業	平成20年度～平成23年度
	新規	② 地域資源普及啓発事業	平成19年度～平成23年度
11-①	街なみ環境整備事業（平成20年度～平成23年度）		
目的	住宅が密集し、かつ生活道路等の施設未整備により、住宅等が良好な美観を有していない地区において、ゆとりと潤いのある住環境の向上を目指します。		
概要	歴史的、文化的に貴重な財産など、地域独自のたたずまいを有する住宅等の保全整備や道路、小公園等を整備することにより美しい景観の形成を図ります。		
11-②	地域資源普及啓発事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	各地域が有する地域固有の資源に気がつくきっかけづくりを行うことにより、その価値を地域住民に深く認識していただきながら今後の地域活動の活性化を図ります。		
概要	県内外の専門家や地域住民による地域資源に関する講演会やパネルディスカッションを開催し、住民に地域資源を認識していただくための啓発を行います。		

主要施策 4 雇用対策

主要事業 4-1 後継者育成支援事業

具体的方策		担い手を育成するため町内産業の就業体験（インターシップ）を推進します。また、若者に魅力ある企業の誘致やそのための定住を促す住宅環境の整備を推進します。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
12	継続	① 企業誘致事業	平成19年度～平成23年度
	継続	② 定住促進事業	平成19年度～平成23年度
12-①	企業誘致事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	企業誘致を行い、雇用拡大、産業振興を図り、若者に魅力のあるまちづくりを目指します。		
概要	県の企業誘致関係課と連携を図り、空き工場や遊休地の情報発信を行い、企業誘致を推進するとともに誘致企業と地元既存産業の連携を促進し、全体的な産業振興、雇用の安定を図ります。		
12-②	定住促進事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	若者の定住を促進し、町の活性化を図ります。		
概要	町内の大型分譲地である「きらりタウン赤碕」、「槻下団地」の販売を促進するとともに、人口の増加を図るため若者の定住を促進し、住んで良かったと感じる町づくりを図ります。		

基本施策 2：『自然と共に生きる環境のまちづくり』

主要施策 1 道路の整備

主要事業 1-1 主要幹線道路整備事業

具体的方策		一般国道9号東伯・中山道路の整備をはじめ、アクセス道路、新庁舎、公共機関等主要施設をネットする幹線道路を整備し、地域の産業・観光・文化の振興を図ります。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
13	継続	① 県道整備改良事業	平成19年度～平成23年度
	継続	② 町道整備改良事業	平成19年度～平成23年度
	継続	③ 町道維持修繕事業	平成19年度～平成23年度
13-①	県道整備改良事業（平成19年度～平成23年度）		

目的	国道、県道、町道に接続する道路網の整備を促進します。
概要	赤碕駅南連絡道路整備の促進、県道の一部バイパス化を除き、未整備が多いため、幹線生活道路としてバイパス化、拡幅整備の促進を図り、歩道の整備、交通渋滞の解消、歩行者の安全確保を図ります。
13-②	町道整備改良事業（平成19年度～平成23年度）
目的	国道、県道に通じる主要町道の整備、生活道路の整備をします。
概要	赤碕駅南連絡道路整備を始めとし、通勤、通学、買い物など日常生活に欠くことのできない生活道路の整備、高齢者、子ども、障害のある人等、安全に通行できる歩行者優先の道路整備を進めます。
13-③	町道維持修繕事業（平成19年度～平成23年度）
目的	交通の安全を図ります。
概要	通行車両、歩行者の安全を図るため、道路、橋梁の老朽化、破損状況の点検実施及び維持管理を行います。

主要施策 2 公共交通対策

主要事業 2-1 公共交通利用促進

具体的方策		地域の住民サービスの提供を図るため、JRおよび路線バスの効率的な運行を促進します。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
14	継続	① 路線バス運行事業	平成19年度～平成23年度
14-①	路線バス運行事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	路線バスの効率的運行を促進し、利用しやすい公共交通の充実に努めます。		
概要	倉吉圏域を結ぶ広域路線と町内路線の利用者の利便性の向上を図るとともに、環境保全意識の高揚を図るため自家用車の利用を控えるよう促し、公共交通の利用を促進します。		

主要施策 3 市街地（町並み）の整備

主要事業 3-1 市街地計画整備事業

具体的方策	J R 駅周辺等、都市計画街路の整備、区画整理及び庁舎周辺景観等美しい町並みゾーン整備を進めます。
-------	---

主要施策 4 地域情報化対策

主要事業 4-1 高度情報通信網整備事業

具体的方策	高度情報化時代に即した地域情報ネットワークシステムを整備し、産業振興や情報基盤に基づいた生活形成を行っていきます。ケーブルテレビを活用したデジタル放送受信設備の整備を進めます。そして I T 講習会・ I T 教室の開催を広く行っていきます。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業	事業実施年度
15	継続 ① 農村多元情報連絡施設管理運営	平成 19 年度～平成 23 年度
15-①	農村多元情報連絡施設管理運営（平成 19 年度～平成 23 年度）	
目的	農村多元情報連絡施設（CATV）の適切な管理運営を図ります。	
概要	農村多元情報連絡施設（CATV）の適切な管理運営を図るため、伝送路の広帯域化、伝送路等の移設・修繕工事、町有建物災害共済への加入、気象情報農業高度利用情報処理等業務の委託、自営柱敷地借地料の支払い、電柱添架料の支払い、新規引込等工事などを行います。	

主要施策 5 住宅・住環境の整備

主要事業 5-1 住宅施設整備事業

具体的方策	公営住宅整備・分譲宅地造成整備により若者の定住を図り、人が賑わうまちづくりを進めます。空き家の活用など県外からの転入者に対し、住宅支援を行っていきます。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業	事業実施年度
16	継続 ① 公営住宅建設事業	平成 19 年度～平成 23 年度
	継続 ② ストック総合改善事業（環境改善・水洗化他）	平成 19 年度～平成 23 年度
	継続 ③ 公営住宅の維持管理	平成 19 年度～平成 23 年度
	新規 ④ 空き家活用調査事業	平成 19 年度～平成 23 年度
16-①	公営住宅建設事業（平成 19 年度～平成 23 年度）	

目的	住民の住宅事業の緩和を図るため住宅建設を行います。
概要	核家族化への対応及び人口増加対策として町営住宅を整備し、定住促進を図ります。 老朽住宅の建て替えを行い、住環境の向上を図ります。
16-②	ストック総合改善事業（環境改善・水洗化他）（平成19年度～平成23年度）
目的	入居者への居住環境の向上、安定を図ります。
概要	既存の住宅のバリアフリー化を推進し、公共下水道の整備に併せ水洗化等戸別改善を行い、住環境の向上を図ります。
16-③	公営住宅の維持管理（平成19年度～平成23年度）
目的	年間を通し町営・県営住宅の維持管理を行います。
概要	公営住宅の健全な維持管理を行い、居住者の便宜を図ります。
16-④	空き家活用調査事業（平成19年度～平成23年度）
目的	町内の空き家に関する情報を収集、調査カルテを作成し、情報の提供を行います。
概要	町外からの転入希望者に対して、町内の空き家情報等を公開し、転入者の要望にあった市街地・海岸部・平野部・山間部等、それぞれの住宅情報を提供していきます。

主要事業 5-2 伝統的住宅保存

具体的方策	地域文化を築いてきた伝統的住宅の保存を行います。
-------	--------------------------

主要施策 6 公園・緑地の整備

主要事業 6-1 市街地公園整備事業

具体的方策	市街地にある小公園などの安全性と潤いのある緑地空間に配慮した公園整備を進めます。		
通し番号	具体的方策を達成するための事業	事業実施年度	
17	継続	① 都市公園の再整備・維持管理	平成19年度～平成23年度
	継続	② 小公園の再整備・維持管理	平成19年度～平成23年度

17-①	都市公園の再整備・維持管理（平成19年度～平成23年度）
目的	快適で安全な生活拠点の公園整備を行います。
概要	災害時の避難場所として提供できるとともに、地域住民の憩いの場として利用できる公園の整備を進めます。
17-②	小公園の再整備・維持管理（平成19年度～平成23年度）
目的	住民の生活拠点の公園整備を行います。
概要	地域住民との連携を図り、維持管理体制の確立を図ります。

主要事業 6-2 環境保全促進事業

具体的方策		河川・海岸線の環境美化や保全に取り組むボランティア活動など住民の自主的活動を啓発していきます。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
18	継続	① 環境ボランティア事業	平成19年度～平成23年度
18-①	環境ボランティア事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	地域の環境美化を推進し、環境の保全を図ります。		
概要	地域の環境美化を守るため、町民の自主的活動を啓発するとともにボランティア活動を促進します。		

主要施策 7 上水道・下水道の整備

主要事業 7-1 上水道整備事業

具体的方策		安全で安心して飲める水の安定供給を図る水道施設整備、水源確保に取り組みます。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
19	新規	① ライフライン機能強化等事業	平成19年度～平成21年度
	新規	② 上水道施設整備事業	平成19年度～平成23年度
	継続	③ 上水道配水管布設替事業	平成19年度～平成23年度
19-①	ライフライン機能強化等事業（平成19年度～平成21年度）		

目的	水の安定供給を図るための水道施設の整備を行います。
概要	大父木地に水源と配水池を新設します。
19-②	上水道施設整備事業（平成19年度～平成23年度）
目的	施設の効率的かつ適切な運営を行います。
概要	中央監視設備の改良及び水源地の改善（笹津・塩屋を予備）を図ります。配水管を整備します。
19-③	上水道配水管布設替事業（平成19年度～平成23年度）
目的	老朽配水管の敷設替えを継続し、有収率のアップを図ります。
概要	下水道事業と同時施工し、配水管の布設替えを行います。

主要事業 7-2 下水道整備促進事業

具体的方策		美しい自然環境と快適な居住環境を確保するために、下水道施設整備を促進します。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
20	継続	① 公共下水道事業	平成19年度～平成23年度
	継続	② 農業集落排水事業	平成19年度～平成21年度
	継続	③ 合併処理浄化槽設置整備事業	平成19年度～平成23年度
20-①	公共下水道事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	美しい自然環境と快適な居住環境を確保するために、下水道施設整備を促進します。		
概要	東伯処理区（公共下水道） A=448h 計画人口9,740人 赤碕処理区（特定環境保全） A=304h 計画人口7,800人		
20-②	農業集落排水事業（平成19年度～平成21年度）		
目的	美しい自然環境と快適な居住環境を確保するために、下水道施設整備を促進します。		
概要	以西地区（農業集落排水） A=271.6h 計画人口1,010人 計画戸数 276戸		

20-③	合併処理浄化槽設置整備事業（平成19年度～平成23年度）
目的	下水道事業及び農業集落排水事業区域外の生活雑排水を処理し、水質改善を図ります。
概要	下水道事業及び農業集落排水事業区域外の小集落及び数戸で分散している地域について、各戸に浄化槽を設置します。

主要施策 8 環境衛生とリサイクル対策の充実

主要事業 8-1 環境衛生促進事業

具体的方策	リサイクルや分別収集の促進によりごみの減量化を進めます。快適な生活環境を維持していくために不法投棄の防止に取り組み、環境保全の啓発活動を展開します。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業	事業実施年度
21	継続 ① 不法投棄監視員制度	平成19年度～平成23年度
	継続 ② 出前説明会の促進	平成19年度～平成23年度
	継続 ③ アダプトプログラム（里親制度）制度の推進	平成19年度～平成23年度
21-①	不法投棄監視員制度（平成19年度～平成23年度）	
目的	不法投棄の早期発見及び処理をすることにより環境保全を図ります。	
概要	不法投棄監視員の巡回により、町内の不法投棄現場の発見及び処理を実施し、環境保全を図ります。	
21-②	出前説明会の促進（平成19年度～平成23年度）	
目的	ごみの分別を徹底することにより、ごみの減量化を図ります。	
概要	ごみの分別の適正処理を推進及び啓発するため、部落説明会を実施することにより、ごみ減量の促進を図ります。	
21-③	アダプトプログラム制度（里親制度）の推進（平成19年度～平成23年度）	
目的	アダプトプログラム制度の啓発・推進を実施することにより、地域の環境保全を図ります。	
概要	ボランティアで地域・団体等の協力により、ポイ捨てごみ等の清掃を実施していただき、行政が回収・処理することにより、地域の環境美化を図ります。	

主要施策 9 防災・消防・救急・国民保護体制の充実

主要事業 9-1 防災・消防・救急対策推進事業

具体的方策		消防施設・設備の整備を行い、消防及び救急体制の充実を図ります。防災行政無線の整備を行い防災機能の強化とともに、地域における防災意識の啓発を図ります。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
22	新規	① 自主防災組織育成事業	平成19年度～平成23年度
	新規	② 防災行政無線のデジタル化事業	平成19年度～平成23年度
22-①		自主防災組織育成事業（平成19年度～平成23年度）	
目的		各部落を単位とした自主防災組織の育成を図ります。	
概要		講演や訓練、防災資機材整備費補助金の交付等により町民の自主防災意識の高揚、組織の構築を図るとともに、被災時のために空き家の調査等を実施します。また、琴浦町国民保護計画に基づく体制づくりを進めます。	
22-②		防災行政無線のデジタル化事業（平成19年度～平成23年度）	
目的		現行より迅速・適確に町民へ情報伝達を行います。	
概要		現行のアナログ方式が電波法の改正により、平成24年以降は免許更新ができなくなるため、デジタル方式に移行します。	

主要施策 10 交通安全・防犯体制の充実

主要事業 10-1 交通安全施設の整備、交通安全の啓発

具体的方策		交通事故を防止するため、交通安全施設の整備と交通安全の啓発を行います。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
23	継続	① 交通安全対策事業	平成19年度～平成23年度
23-①		交通安全対策事業（平成19年度～平成23年度）	
目的		交通安全対策の推進を図ります。	
概要		交通事故、違反を減らし、安心安全な交通環境を実現するために、各種啓発、交通災害共済加入促進、施設整備、団体育成などを行います。	

主要事業 10-2 防犯安全活動の促進

具体的方策		地域ぐるみでの暴力追放運動や青少年の非行防止活動を促進します。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
24	継続	① 防犯・青少年育成事業	平成19年度～平成23年度
24-①	防犯・青少年育成事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	地域ぐるみの暴力追放運動や青少年の非行防止活動を促進します。		
概要	八橋警察署管内防犯協議会と連携し、防犯に関する広報活動、少年育成活動を展開します。		

主要施策 1.1 自然・歴史的環境の保全

主要事業 1.1-1 自然景観保全事業

具体的方策		恵まれた自然環境を保全するため、自然景観や歴史的史跡と共生できる地域環境を創出します。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
25	継続	① 国立公園管理運営	平成19年度～平成23年度
25-①	国立公園管理運営（平成19年度～平成23年度）		
目的	国立公園内の管理運営を行い観光客の増加を図ります。		
概要	一向平、大山滝及び船上山周辺の国立公園の関係施設や登山道の管理を行い、自然景観の保持に務め、利用しやすい公園として観光客の増加を図ります。		

主要施策 1.2 治山・治水・海岸保全と港湾・海岸整備

主要事業 1.2-1 山林等荒廃防止対策事業

具体的方策	山林の植生対策により水源涵養機能を充実し、荒廃防止を図ります。
-------	---------------------------------

主要事業 1.2-2 水害・土砂災害防止対策事業

具体的方策	2級河川、準用河川の護岸等改修整備を行い、水害防止を図ります。予防治山、砂防整備事業に取り組み土砂災害の防止を図ります。
-------	--

通し 番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
26	継続	① 河川整備事業	平成19年度～平成23年度
	継続	② 砂防整備事業	平成19年度～平成23年度
	継続	③ 治山事業	平成19年度～平成21年度
26-①	河川整備事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	河川改修、環境整備を推進します。		
概要	自然の生態系を保全、再生しつつ水辺に親しめる場を整備し、河川の洪水調整能力を高めるため、河川改修等を含めた複合的な河川環境整備を実施し、住民生活の安全と災害防止に努めます。		
26-②	砂防整備事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	山林等の荒廃による自然形態の変化による風水害の防止を図ります。		
概要	災害危険区域はもとより、土砂危険渓流、地すべり危険箇所等のパトロールや点検を行い、人命・財産の保全を図り、快適で安全な生活環境の整備を進めます。		
26-③	治山事業（平成19年度～平成21年度）		
目的	山腹崩壊危険地や侵食などにより荒廃のきざしのある渓流などの荒廃危険山地の崩壊を未然に防止します。		
概要	H19～H21年度、町内7箇所の整備を図ります。 (別宮・野井倉・赤松・山川・矢下・大父2箇所)		

主要事業 12-3 急傾斜地崩壊対策事業

通し 番号	具体的方策		事業実施年度
	具体的方策		急傾斜地崩壊防止区域の整備を行い、安全な生活環境を創出します。
27	継続	① 急傾斜地崩壊対策事業	平成19年度～平成23年度
27-①	急傾斜地崩壊対策事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	快適で安全な生活環境の整備をします。		
概要	急傾斜地崩壊危険区域の人命・財産の保全を図り、安全な生活環境の整備を進めます。		

主要事業 12-4 港湾・海岸整備事業

具体的方策		水産物等の物流拠点として、港湾機能の充実及び町民の生命財産を守るため、海岸侵食と高波による浸水防止対策を行い、海岸の保全に努めます。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
28	継続	① 港湾改修事業	平成19年度～平成23年度
	継続	② 海岸侵食対策事業	平成19年度～平成23年度
28-①		港湾改修事業（平成19年度～平成23年度）	
目的		港湾内の狭隘化解消や物流円滑化のためのネットワーク及び県中部港湾としての機能を強化します。	
概要		地域再生計画に基づき防波堤、泊地、浚渫、臨港道路等改修整備を進めます。	
28-②		海岸侵食対策事業（平成19年度～平成23年度）	
目的		高潮による民家被害及び海岸侵食による土地消失を防止します。	
概要		護岸等の海岸侵食防止事業の継続により、海岸保全整備を行います。	

主要施策 13 地球温暖化対策の推進

主要事業 13-1 自然との共生事業

具体的方策		地球温暖化の原因とされる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑制するため、再生可能な自然エネルギーの実用化に向けた取り組みを進めるとともに、資源循環型社会の形成を図り、人と自然が共生できる良好な環境の創出を推進します。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
29	継続	① 住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	平成19年度～平成23年度
	新規	② 自然エネルギー導入推進事業	平成19年度～平成23年度
	新規	③ 資源循環型社会形成推進事業	平成19年度～平成23年度
29-①		住宅用太陽光発電システム設置費補助事業（平成19年度～平成23年度）	
目的		地球温暖化防止対策の一環として、二酸化炭素の排出を削減するための住宅用太陽光発電システムの活用を推進します。	

概要	住宅用太陽光発電システム設置者に対して設置費用の一部を補助することにより、家庭から地球温暖化防止などの地球環境保全意識の高揚を図るとともに、環境に優しいまちづくりを推進し、自然エネルギーの活用を積極的に支援します。
29-②	自然エネルギー導入推進事業（平成19年度～平成23年度）
目的	地球温暖化防止対策の一環として、二酸化炭素の排出を削減するための自然エネルギーの活用を推進します。
概要	地球温暖化防止など、地球環境保全意識の高揚を図るとともに、環境に優しいまちづくりを推進し、自然エネルギーの活用を積極的に推進します。
29-③	資源循環型社会形成推進事業（平成19年度～平成23年度）
目的	天然資源の過剰使用と廃棄物の発生を抑制し、環境への負荷が低減される社会を目指します。
概要	人と自然が共生できる良好な環境の創出を推進するため、環境基本条例を制定するとともに、環境活動の先進的事例を紹介したフォーラムの開催、身近な生活の中でできる実践活動を行います。

主要施策 14 国土調査事業の推進

主要事業 14-1 地籍調査事業

具体的方策	一筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成する事業を推進します。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業	事業実施年度
30	継続 ① 国土地籍調査事業	平成19年度～平成23年度
30-①	国土地籍調査事業（平成19年度～平成23年度）	
目的	土地のあらゆる施策のため、公平公正な基礎資料を作成します。	
概要	調査面積 町全体面積 139.89km ² 調査除外面積 38.27km ² (国有林、水面、湖沼、土地改良等) 調査全体面積 101.62km ²	

基本施策 3 : 『健やかで思いやりのあるまちづくり』

～ 1) 保健、医療、福祉の充実 ～

主要施策 1 保健・医療の充実

主要事業 1-1 地域医療体制の充実

具体的方策		鳥取県、消防署、医療機関等との連携・協力を図り、救急処置・移送体制の整備・充実並びに休日・夜間の医療体制の充実に取り組みます。町内医療機関と連携し、日頃の健康管理のため、かかりつけ医の奨励と在宅医療体制の充実を図ります。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
31	継続	① 休日急患輪番制病院運営事業	平成19年度～平成23年度
	継続	② 救急車医師同乗システム	平成19年度～平成23年度
31-①	休日急患輪番制病院運営事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	休日でも救急医療が24時間体制で提供できるよう医療体制の充実を図ります。		
概要	中部のふるさと広域連合に委託し、中部医療機関が輪番制で休日急患医療を行います。		
31-②	救急車医師同乗システム（平成19年度～平成23年度）		
目的	救急医療サービスの充実と救命率の向上を図ります。		
概要	心肺停止状態及び生命に危険が及ぶ状態の場合、赤碕診療所の医師が救急車に同乗して救急医療を行います。		

主要事業 1-2 健康づくりと予防保健事業

具体的方策		各種健康診査への受診促進や相談・指導体制の充実を図るなど町民の健康づくりに努めます。また、温水プールやトレーニング施設などを備えた健康増進施設を整備し、運動習慣の一層の推進を図ります。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
32	継続	① 健康診査	平成19年度～平成23年度
	継続	② 各種健康教室	平成19年度～平成23年度
	継続	③ 食生活改善推進事業	平成19年度～平成23年度
	継続	④ 厚生部長の育成	平成19年度～平成23年度
	新規	⑤ 温水プール建設のための調査研究事業	平成22年度～平成23年度

32-①	健康診査（平成19年度～平成23年度）
目的	生活習慣病予防と疾病の早期発見のため健康診査をします。
概要	基本健康診査とがん検診をセットにしたり、休日検診を設けるなど町民が受診しやすい検診体制をつくり、受診率の向上を図ります。
32-②	各種健康教室（平成19年度～平成23年度）
目的	生活習慣病の特性である運動・食事・禁煙など、個人の生活習慣の改善の重要性に対する町民の理解の推進を図ります。
概要	健康ウォーキングや糖尿病教室等、各種教室を部落単位または対象者別に運動・栄養・禁煙等生活改善の重要性を学習する場として開催し、効果的な保健指導の徹底により、生活習慣改善につなげます。
32-③	食生活改善推進事業（平成19年度～平成23年度）
目的	生活習慣病予防及び疾病の重症化予防を図り、健康増進を推進します。
概要	食生活改善推進員等と協力し、食生活改善のための知識・技術を普及推進するための教室等を地域・病態別に開催します。
32-④	厚生部長の育成（平成19年度～平成23年度）
目的	地域住民と行政とのパイプ役として、部落ごとに健康づくり事業を推進し、意識啓発を担う人づくりを行います。
概要	厚生部長を対象に研修会（講演会・学習会等）を開催し、健康づくりへの意識啓発を図り、地域での健康づくり事業の推進を図ります。
32-⑤	温水プール建設のための調査研究事業（平成22年度～平成23年度）
目的	温水プールの建設について、多角的に検討するための調査研究事業を展開します。
概要	運動習慣を推進し、町民の生活習慣病予防及び疾病の重症化予防を図り、健康増進を推進するため、温水プールの建設について多角的に検討するための調査研究事業を実施します。

主要事業 1-3 母子保健の充実

具体的方策	妊婦・乳幼児健康診査や育児相談、訪問指導等各種保健指導を実施し、子育てに対する知識や技術を提供し、育児不安の軽減に努めます。また、幼児虐待や発達障害のある子ども等に対する支援の充実を図るため、医療機関、児童相談所、中部療育園、保育園、幼稚園、学校、地域との連携を強化します。
-------	---

通し 番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
33	継続	① 母子保健事業	平成19年度～平成23年度
33-①	母子保健事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	妊婦や就学前までの幼児を対象に、各種健康診査、相談、訪問指導等を実施します。		
概要	子育てに対する知識や技術を提供し育児不安の軽減を図るとともに、疾病の早期発見及び療養への支援を行います。		

主要事業 1-4 医療費の助成

具体的方策	身体に障害のある人、その他特に医療費の助成を必要とする者の健康の保持及び生活の安定を図るため、医療費の自己負担について助成します。		
通し 番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
34	継続	① 特別医療費助成事業	平成19年度～平成23年度
34-①	特別医療費助成事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	身体に障害のある人、その他特に医療費の助成を必要とする者に対し、自己負担金を助成することにより、その健康の保持と生活の安定を図ります。		
概要	身体に障害のある人、知的に障害のある人、精神に障害のある人、ひとり親家庭、就学前小児（通院は5歳未満）、特定疾患患者に対し、医療費の自己負担金を助成します。		

主要施策 2 地域福祉の充実

主要事業 2-1 地域ボランティア支援

具体的方策	福祉学習の充実やボランティア組織の整備、リーダーの育成などボランティア活動を支援していきます。ボランティアセンターの整備・充実を図り、ボランティアシステムづくりを推進します。		
通し 番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
35	継続	① 愛の輪・福祉委員事業	平成19年度～平成23年度
	継続	② さわやか福祉基金事業	平成19年度～平成23年度
35-①	愛の輪・福祉委員事業（平成19年度～平成23年度）		

目 的	一人暮らし高齢者の安否確認と福祉委員と連絡し地域の見守りを行います。
概 要	愛の輪協力員の研修、65歳以上の一人暮らし高齢者の方の安否確認と福祉委員との連携を行います。
35-②	さわやか福祉基金事業（平成19年度～平成23年度）
目 的	さわやか福祉給食を実施し、一人暮らし高齢者の支援を行います。
概 要	ボランティアによるさわやか福祉給食を実施し、地域の一人暮らし高齢者の援助を行います。

主要事業 2-2 地域支え合い事業

具体的方策		社会福祉協議会や民生委員等との連携を図り、地域福祉ネットワークを推進し、地域福祉活動の充実を図ります。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
36	継続	① 地域福祉計画策定事業	平成19年度
	継続	② 社会福祉協議会補助事業	平成19年度～平成23年度
	継続	③ 民生委員活動事業	平成19年度～平成23年度
	継続	④ 社会福祉施設借入金利子補助事業	平成19年度～平成23年度
	継続	⑤ 各種団体育成補助事業	平成19年度～平成23年度
36-①	地域福祉計画策定事業（平成19年度）		
目 的	地域福祉計画策定によって地域住民の福祉充実を図り、町民の福祉への推進、啓発を行います。		
概 要	住民と共に地域福祉計画を策定し福祉活動の推進を図り住民参画への福祉の町づくりを行います。		
36-②	社会福祉協議会補助事業（平成19年度～平成23年度）		
目 的	社会福祉活動の一助としての社会福祉協議会に運営補助を行い福祉活動の推進を図ります。		
概 要	社会福祉活動の拠点である社会福祉協議会に運営補助を行い福祉活動の推進を図ります。		
36-③	民生委員活動事業（平成19年度～平成23年度）		
目 的	民生委員・主任児童委員により地域福祉活動の支援を図ります。		

概要	民生委員、主任児童委員により低所得者、高齢者、母子世帯などの実態把握と援助活動、児童の保護など地域福祉活動を行い、各種研修会に積極的に参加し、部活動と支部会の委員相互の連携と、資質の向上に努め地域福祉の充実に努めます。
36-④	社会福祉施設借入金利子補助事業（平成19年度～平成23年度）
目的	社会福祉施設の建設資金借入金利子補助を行います。
概要	社会福祉法人立石会・百寿苑へ特別養護老人ホームの建設資金借入金の償還利子に対して補助を行います。
36-⑤	各種団体育成補助事業（平成19年度～平成23年度）
目的	各種団体育成に補助金を交付し、団体の運営を支援します。
概要	各種団体育成に補助金を交付し、福祉活動の推進を図ります。

主要施策 3 高齢者の生きがい対策、福祉の充実

主要事業 3-1 高齢者の社会参加の推進

具体的方策	伝統文化・技能の伝承などを通して、子ども達等との世代間交流を推進します。老人クラブ、スポーツや趣味の活動、シルバー人材センターなど高齢者の自主的活動を支援します。		
通し番号	具体的方策を達成するための事業	事業実施年度	
37	継続	① 老人クラブ活動事業	平成19年度～平成23年度
	継続	② シルバー人材センター運営事業	平成19年度～平成23年度
37-①	老人クラブ活動事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	高齢者の健康と生きがいづくりを通して、子ども達等との世代間交流を図ります。		
概要	老人クラブの活動の充実と発展を助長し、趣味活動・スポーツ等健康づくり・伝統文化・技能の伝承等を通して高齢者と地域の子ども等世代間交流を支援します。		
37-②	シルバー人材センター運営事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	高齢者の福祉推進及び雇用就業対策を図ります。		

概要	高齢者が自己の知識と経験を活かして、地域社会の担い手として活躍するとともに、仲間づくりを通して就業環境の整備と交流を図ります。
----	---

主要事業 3-2 元気高齢者の支援

具体的方策		高齢者の健康づくりや趣味の活動などの生きがい教室の開催、生きがい就労推進等、生涯現役のまちづくりを進めます。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
38	継続	① 高齢者のつどい事業	平成19年度～平成23年度
	継続	② ふれあいいいききサロン事業	平成19年度～平成23年度
	継続	③ 生きがいと創造の事業	平成19年度～平成23年度
38-①	高齢者のつどい事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	地域の高齢者が福祉の推進と研修を図ります。		
概要	地域の高齢者が年1回一同につどい、講演・演芸等を行い、親睦を図ります。		
38-②	ふれあいいいききサロン事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	ふれあいいいききサロンへの助成と運営支援を行います。		
概要	ふれあいいいききサロンは、小地域よりさらに住民が集まりやすい集落ごとのサロンに対して支援し助成を行います。		
38-③	生きがいと創造の事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	各趣味のグループの育成を行います。		
概要	高齢者の生きがいと創造は、各趣味（ちぎり絵・竹細工・陶芸・木工等）のグループの育成を行い、生きがいのある支援活動を図ります。		

主要事業 3-3 在宅福祉の充実

具体的方策		認知症予防対策やリハビリテーションなど生活支援事業を総合的に実施し、高齢者の在宅支援に努めます。地域包括支援センターは、居宅介護支援事業所や介護支援専門員との連絡調整を図り、介護体制の推進に努めます。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
39	継続	① 介護予防特定高齢者事業	平成19年度～平成23年度
	継続	② 介護予防一般高齢者事業	平成19年度～平成23年度

39-①	介護予防特定高齢者事業（平成19年度～平成23年度）
目的	介護保険に移行しないよう、介護や支援が必要となるおそれのある高齢者を特定高齢者と位置づけ予防します。
概要	認知症の早期発見・予防教室により、認知症高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう支援します。また、高齢者専用マシーンを使用してリハビリすることで、全身の基礎体力を向上させ、閉じこもりを予防します。
39-②	介護予防一般高齢者事業（平成19年度～平成23年度）
目的	介護保険の理念を広く普及し、高齢者が生涯健康で暮らしていけるよう支援します。
概要	琴浦町地域包括支援センターを中心に、高齢者の実態把握に努め、広く介護保険の理念である予防重視の知識と意識啓発に努めます。 老人クラブ等への健康教室や高齢者の低栄養予防に努め、介護家族への支援などを行います。 また、介護支援専門員や居宅介護事業所への指導・助言を行い、介護予防に努めます。

主要施策 4 児童福祉・子育て支援対策の充実

主要事業 4-1 子育て支援の充実

具体的方策	子育て支援センターを整備・充実し、地域子育て仲間づくりや一時預かり制度の拡充など子育て支援活動の充実に努めます。育児休業の取得促進施策、子育てヘルパー派遣事業などの充実に努めます。		
通し番号	具体的方策を達成するための事業	事業実施年度	
40	新規	① 虐待ネットワーク事業	平成19年度～平成23年度
	継続	② 子育て支援センター	平成19年度～平成23年度
	継続	③ 病後児保育事業の充実	平成19年度～平成23年度
	継続	④ 一時保育事業の充実	平成19年度～平成23年度
	新規	⑤ 放課後子どもプラン事業	平成19年度～平成23年度
40-①	虐待ネットワーク事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	住民に身近な地域において関係機関のネットワークを整備し、被虐待児童の早期発見とサポートシステムを強化します。		
概要	児童虐待に対する共通理解を図ります。 児童虐待とその対応・援助の方法等を的確に行うためのネットワークづくり、児童虐待予防と啓発を図ります。		

40-②	子育て支援センター（平成19年度～平成23年度）
目的	子育て支援センターの機能の充実を図ります。
概要	保育園を会場に、子育てに関する悩みや心配事の相談に応じていきます。保育園児と未就園児との交流や保護者同士の交流事業を行います。子育てサークルへの支援を図ります。
40-③	病後児保育事業の充実（平成19年度～平成23年度）
目的	病気の回復期で集団生活が困難な児童の保育をします。
概要	保育園に通園中で、病気の回復期にあることから集団保育が困難な児童で、かつ保護者が勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童をお預かりし、児童の育成を図ります。（回復期に至らない場合も含めて実施）
40-④	一時保育事業の充実（平成19年度～平成23年度）
目的	保護者のやむを得ない事情により、一般的に保育が必要となった児童を保育園で預かります。
概要	保護者が利用しやすいように環境の整備を図るとともに、保護者のニーズの把握に努め、児童の育成を図ります。
40-⑤	放課後子どもプラン事業（平成19年度～平成23年度）
目的	地域の実態を把握し、学童保育の充実を図ります。
概要	地域ごとの学童保育の要望を調査し、地域の要望にあった取組を各地域の住民の方々と一緒に検討し、その充実を図ります。

主要事業 4-2 保育事業の推進

具体的方策		保育時間の延長など多様なニーズに対応した保育サービスや放課後児童クラブの充実、保育料の軽減等に努めます。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
41	継続	① 通常保育	平成19年度～平成23年度
	継続	② 延長保育	平成19年度～平成23年度
41-①	通常保育（平成19年度～平成23年度）		
目的	保育園では、仕事等で児童の面倒を見ることが出来ない家庭の児童を預かります。		

概要	小学校入学前（就学前）の0歳～5歳の児童を家庭の保護者にかわって保育することを目的とする施設で、児童の心身の健全な発達を図ります。
41-②	延長保育（平成19年度～平成23年度）
目的	保育時間の開園時期の始期及び終期の前後に保育需要のある児童への対応を図ります。
概要	全園で延長保育を実施しており、私立みどり保育園で1時間、他の園では30分の延長保育を実施しています。これからの利用者のニーズを把握し、延長時間の検討をいたします。

主要施策 5 障害者（児）福祉の充実

主要事業 5-1 障害者在宅福祉の推進

具体的方策	<p>障害者自立支援法に基づくホームヘルプ等の障害福祉サービスの充実とともに、相談支援等の地域生活支援事業の拡充に努め、障害のある人が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。</p> <p>また、スポーツや文化活動への参加を促進するなど、障害のある人の社会参加を推進します。</p>		
通し番号	具体的方策を達成するための事業	事業実施年度	
42	継続	① 障害者介護給付事業	平成19年度～平成23年度
	継続	② 障害者訓練等給付事業	平成19年度～平成23年度
	継続	③ 障害者地域生活支援事業	平成19年度～平成23年度
42-①	障害者介護給付事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	障害のある人等の個々の障害に応じ、必要なサービスが受けられるよう基盤整備と利用支援を行います。		
概要	居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所（ショートステイ）等の個々の障害のある人にとって必要なサービスを提供し、障害のある人の在宅、施設生活の充実を図ります。		
42-②	障害者訓練等給付事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活ができるよう必要な訓練等を実施します。		
概要	障害のある人等の個々の能力及び適性に応じ、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等の訓練等給付を行い、障害のある人等の自立促進を図ります。		

42-③	障害者地域生活支援事業（平成19年度～平成23年度）
目的	相談支援、移動支援、地域活動支援センター等事業を地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施します。
概要	障害のある人等からの相談に応ずるとともに、必要な情報の提供等を行う事業、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付又は貸与、障害のある人の移動を支援する事業、地域活動支援センター等を地域の実情に合わせ実施します。

主要事業 5-2 バリアフリーのまちづくり

具体的方策		公共施設のバリアフリー化の推進など障害のある人や高齢者等にやさしいまちづくりに努めます。障害のある人に対する理解を深めるため、広報・啓発活動を実施し心のバリアフリーを進めます。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
43	継続	① 福祉のまちづくり計画策定事業	平成19年度～平成23年度
	新規	② 心のバリアフリー啓発事業	平成20年度
43-①	福祉のまちづくり計画策定事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	福祉のまちづくり協議会を設置し、福祉のまちづくり計画を策定するとともに、町内のバリアフリー化を推進します。		
概要	福祉のまちづくり計画を策定するとともに、計画の進捗状況や町内の公共施設等のバリアフリー化について毎年委員による点検、協議を行い、改善を促進します。		
43-②	心のバリアフリー啓発事業（平成20年度）		
目的	障害のある人に対する理解を深めるため、広報啓発活動を実施します。		
概要	障害のある人に対する予断や偏見を取り除き、理解を深めるため、バリアフリー、ユニバーサルデザイン等についてのパンフレット作成や研修会を開催します。		

主要施策 6 母子・父子福祉の充実

主要事業 6-1 母子・父子家庭への支援

具体的方策	母子・父子家庭の生活の安定と向上を図るとともに、児童が心身ともに健やかに成長されるよう必要な諸条件を整え、支援する施策を推進します。
-------	--

通し 番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
44	継続	① 母子会助成事業	平成19年度～平成23年度
	継続	② ひとり親家庭小中学校入学支度金助成事業	平成19年度～平成23年度
	継続	③ 父子手当事業	平成19年度～平成23年度
	継続	④ 遺児手当事業	平成19年度～平成23年度
44-①	母子会助成事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	母子会活動を推進し、母子家庭等の問題解決や生活の安定に向け援助支援を行います。		
概要	母子会活動を通して、母子家庭等の相互連携と親睦を深めます。また、支援制度等についての情報提供、関係団体等への連絡体制の整備を図ります。		
44-②	ひとり親家庭小中学校入学支度金助成事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	ひとり親家庭の健全な育成を図り、福祉の向上を推進します。		
概要	小学校・中学校に入学する児童・生徒を養育している配偶者のいない者（ただし生活保護及び所得税を納めているものを除く）に対し、入学支度金を支給します。		
44-③	父子手当事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	父子家庭の心情を扶助し、母のない子の福祉の増進を図ります。		
概要	義務教育終了までの児童を養育する父子家庭に手当を支給します。		
44-④	遺児手当事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	遺児の健全な育成に寄与し、福祉の増進を図ります。		
概要	義務教育終了までに遺児（父死亡、又は父が障害の状態にある場合等）を養育する者に手当を支給します。		

～ 2) 人権意識の高揚 ～

主要施策 7 人権意識の高揚

主要事業 7-1 人権尊重のまちづくり

具体的方策		「あらゆる差別をなくする総合計画」を策定し、部落差別をはじめ、子どもや女性、高齢者、障害のある人、在住外国人などあらゆる人権を尊重するまちづくりを総合的に進めます。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
45	継続	① 人権問題に関する住民意識調査実施	平成20年度
	継続	② あらゆる差別をなくする総合計画策定	平成21年度
	継続	③ あらゆる差別をなくする実施計画策定	平成22年度
45-①	人権問題に関する住民意識調査実施（平成20年度）		
目的	部落差別撤廃とあらゆる差別をなくするための施策推進を目的として、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に関する住民意識調査を実施します。		
概要	同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に関する住民意識調査を実施し、分析を行います。		
45-②	あらゆる差別をなくする総合計画策定（平成21年度）		
目的	部落差別撤廃への施策推進と、あらゆる差別の解決のための総合施策を計画的に推進するため、総合計画を策定します。		
概要	あらゆる差別をなくする総合計画を策定します。		
45-③	あらゆる差別をなくする実施計画策定（平成22年度）		
目的	部落差別撤廃への施策推進と、あらゆる差別の解決のための総合施策を計画的に推進するため、実施計画を策定します。		
概要	あらゆる差別をなくする実施計画を策定します。		

主要事業 7-2 人権・同和教育の推進

具体的方策		同和教育や人権教育に関する講演会や研修会、地域懇談会、町民集会等を開催し意識啓発を図るとともに、各団体や組織活動の支援、連携による啓発活動の充実に努めます。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
46	継続	① 人権・同和教育推進事業	平成19年度～平成23年度
	継続	② 社会同和教育推進研究事業	平成19年度～平成23年度
	継続	③ 県・町の部落解放月間（週間）中の啓発	平成19年度～平成23年度

46-①	人権・同和教育推進事業（平成19年度～平成23年度）
目的	人権意識の高揚、地域等での人権・同和教育を推進します。 地域等での指導者・推進者を育成します。
概要	差別をなくする町民集会など各種講演会、研修会等を開催し、学習機会を提供します。 社会教育関係団体等各種団体が行う研修を促進します。 行政職員、教職員、社会教育関係者等を県内外各種大会等へ派遣します。 各部落同和教育推進員の研修会や指導者・推進者養成講座を開催します。
46-②	社会同和教育推進研究事業（平成19年度～平成23年度）
目的	町並びに各地区における人権・同和教育の推進をします。
概要	町同和教育推進協議会及び各地区同和教育推進研究協議会に対し、人権・同和教育の推進、研究委託を行うとともに、各団体と連携を図り、町並びに各地区における人権・同和教育の推進に努めます。
46-③	県・町の部落解放月間（週間）中の啓発（平成19年度～平成23年度）
目的	人権意識の高揚を図ります。
概要	鳥取県部落解放月間、琴浦町部落解放週間中に、啓発ワッペンの着用、啓発看板の設置など各種啓発活動を行います。

主要事業 7-3 人権・同和対策事業の推進

具体的方策		文化センターの整備及び隣保館事業の充実、生活相談員設置、人権教育推進員の設置、進学奨励金給付事業等各種制度の実施など同和対策事業を総合的に推進します。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
47	継続	① 進学奨励金給付事業	平成19年度～平成23年度
	継続	② 修業資金給付事業	平成19年度～平成23年度
47-①	進学奨励金給付事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	町内の同和地区に住所を有する者又は同和地区出身者の子等に琴浦町進学奨励金を給付することにより、社会に有用な人材を育成します。		
概要	本町の同和地区出身者で、高等学校、高等専門学校、大学、大学院、専修学校に在学する人に対し奨学金を支給します。		
47-②	修業資金給付事業（平成19年度～平成23年度）		

目的	町内の同和地区又は母子若しくは父子における家庭の子どもで、修業するために必要な知識及び技能を習得せんとする者に対し、就業の機会の確保を図り、もって経済的自立を助成します。
概要	義務教育終了及び高等学校卒業（中途退学者を含む）後1年以内に修業の目的で専修学校及び各種学校へ就学する者に対し、就学資金を支給します。

基本施策 4：『誇り高く心豊かな人を育むまちづくり』

主要施策 1 幼児教育の充実

主要事業 1-1 幼児教育の推進啓発

具体的方策	家庭、地域での子育ての支援を行うため、学習会等の開催、育児相談、子育てボランティアの育成を行い、幼児教育の推進啓発を図るとともに、将来的には保幼一元化を目指して、幼稚園方式等を含めて検討を行います。		
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
48	継続	① 幼児期から学びの基礎を育むプログラム開発	平成19・20年度
48-①	幼児期からの学びの基礎を育むプログラム開発（平成19・20年度）		
目的	小1プロブレムの解消に向けて、幼児教育の内容を充実させるとともに、小学校への接続を円滑にします。		
概要	幼児期から小学校低学年にかけて、子どもの発達をプログラム化し、保育や家庭での子育ての充実を図ります。		

小1プロブレム： 精神的に幼いために学級という集団活動になじめなかったり、学校生活のルールが理解できなかったりすることから、授業中に席を立って歩き回ったり、騒いだりする現象。

主要事業 1-2 交流連携

具体的方策	地域社会において、家庭、保育園、幼稚園、小学校が連携を図り、交流を行い、地域に根ざした幼児教育の振興を図ります。		
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
49	継続	① 保幼小連携の推進・啓発	平成19年度～平成21年度
49-①	保幼小連携の推進・啓発（平成19年度～平成21年度）		

目的	就学前教育の充実と小学校教育の接続を円滑に進め、子どもの発達を保障します。
概要	学校、幼稚園、保育園の職員の研修・研究を充実させるとともに、家庭・地域での子育てや生活習慣の定着を図ります。

主要事業 1-3 教育環境の整備

具体的方策		幼児一人ひとりの健やかな発達を促していくための環境の整備を行います。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
50	新規	① 逢束保育園の新築	平成19年度～平成23年度
	継続	② 保育園のあり方と施設整備	平成19年度～平成23年度
50-①	逢束保育園の新築（平成19年度～平成23年度）		
目的	保育園の施設整備を行います。		
概要	昭和49年に建築された建物で、老朽化が進み建築します。 また、乳幼児の健やかな成長と保育サービスの充実や質の高い保育の実施を図るため逢束保育園と他の園との統合も併せた施設整備の検討をします。		
50-②	保育園のあり方と施設整備（平成19年度～平成23年度）		
目的	保育園の施設整備にあたり、指定管理者制度等を実施することにより、今後の保育園運営の円滑化を図ります。		
概要	地域社会の中で家庭と保育園、幼稚園、小学校等が十分な連携を図り、就学前教育から小学校への一貫した教育体制を整備します。 保育園運営のあり方としては、次代を担う子どもたちの生活環境や住民ニーズが多種多様化する中で、今後の社会情勢を鑑み、保育料の抑制や保護者負担の軽減に繋がる統廃合や指定管理者制度等の導入も検討し、保育園運営の円滑化を図ります。 また、幼稚園との関係においては、保幼一元化や認定子ども園を検討していきます。就学前教育と保育を一体的に捉え、質の向上を目指し、子育て支援の拠点的な総合施設として整備します。		

認定子ども園： 従来の幼稚園と保育園の機能に加え子育て支援を行う機能を付加し、それぞれの良いたころを活かせるような新たな仕組みであり、認定基準を満たす施設は、県知事から「認定子ども園」の認定を受けることができます。
認定子ども園は、利用者と直接契約になります。

主要施策 2 学校教育の充実

主要事業 2-1 教育環境の整備

具体的方策		教育施設、環境の整備充実を行い、学力向上を図るとともに、情報教育、国際理解教育や地域社会とふれあいを深める教育の推進を行います。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
51	継続	① 語学指導外国青年招致事業	平成19年度～平成23年度
	継続	② 学校教育パソコンの導入・更新	平成19年度～平成23年度
	新規	③ 給食センター増改築	平成19年度～平成23年度
51-①	語学指導外国青年招致事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	言葉、文化、習慣の違いを認識し、国際感覚の高揚を図ります。		
概要	外国語指導助手を招致し、町民、特に小中学生の語学力を高めるとともに、町民の外国文化を知る機会をつくります。		
51-②	学校教育パソコンの導入・更新（平成19年度～平成23年度）		
目的	早期に情報化社会に対応できる児童生徒を育てます。		
概要	各学校に教育用パソコンを導入し、情報化社会に対応できる力を早期に体得できるように整備充実を行います。		
51-③	給食センター増改築（平成19年度～平成23年度）		
目的	児童生徒の体位向上を図るバランス栄養食の供給を行います。		
概要	給食センターを統合して効率化を図り、児童生徒の望ましい食習慣の体得実践の場とします。また、指定管理者制度、民営化等について検討を行います。		

主要事業 2-2 基礎学力向上の推進

具体的方策		児童・生徒の学力の実態を把握し学力の向上を図るため、指導主事等の配置を行うとともに、学校、家庭、地域が連携をとり支援対策を講じます。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
52	継続	① 指導主事の配置	平成19年度～平成23年度
52-①	指導主事の配置（平成19年度～平成23年度）		

目的	学校・幼稚園における管理運営、学習等に関する指導・助言を行います。
概要	学校・家庭・地域の連携による教育力の向上を図り、学習等全般に関わる指導を行います。

主要事業 2-3 人権・同和教育の推進啓発

具体的方策		学校教育における人権・同和教育に関する学習活動を総合的に推進します。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
53	継続	① 人権・同和教育推進事業	平成19年度～平成23年度
	継続	② 社会同和教育推進研究事業	平成19年度～平成23年度
	継続	③ 人権教育推進員設置事業	平成19年度～平成23年度
53-①	人権・同和教育推進事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	教職員の人権意識の高揚、資質の向上を図ります。		
概要	差別をなくする町民集会など各種講演会、研修会等への教職員の参加を促し、人権意識の高揚、資質の向上を図ります。 新任・転任教職員の人権・同和教育現地研修会を開催します。 県内外の各種大会等へ派遣し、教職員の資質の向上を図ります。		
53-②	社会同和教育推進研究事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	学校教育における人権・同和教育の推進を図ります。 学校、家庭、地域の連携を図ります。		
概要	町同和教育推進協議会及び各地区同和教育推進研究協議会に対し、人権・同和教育の推進、研究の委託を行います。 町同和教育推進協議会学校幼保部会の活動への指導・助言を行い人権・同和教育の推進を図るとともに、各学校との連携を図ります。 各地区同和教育推進研究協議会が行う同和教育部落懇談会への参加を促し、資質の向上を図るとともに、学校と家庭、地域との連携を図ります。		
53-③	人権教育推進員設置事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	学校教育、社会教育等における人権・同和教育の推進を図ります。		
概要	学校教育、社会教育等における学習内容の充実、人権問題の学習機会の拡充などを目的として、人権・同和教育課に、人権教育推進員を2人配置します。		

主要事業 2-4 教育相談

具体的方策		心の教育相談員の配置を行うなど、いじめ、不登校等様々な悩みをかかえる児童、生徒や保護者、教師に助言・支援を行うカウンセリング体制の整備を図ります。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
54	継続	① 教育相談室の開設	平成19年度～平成23年度
54-①	教育相談室の開設（平成19年度～平成23年度）		
目的	児童生徒の悩み、不安、ストレス等の解消や、いろいろな問題から起こる、いじめ・不登校などを未然に防止します。		
概要	スクールカウンセラーと併せて児童生徒が身近な存在と感じ、ストレスを和らげることができる人材を配置し、児童生徒の悩み・不安・ストレス等の解消を図り、心身ともにゆとりを持てる環境を提供することにより、生涯を通じた「生活の質の向上」の普及啓発を図ります。		

主要事業 2-5 体験交流

具体的方策		地域、歴史・文化とふれあい、地域に根ざした教育文化を推進し、開かれた学校づくりを目指します。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
55	継続	① 総合的な学習	平成19年度～平成23年度
	継続	② 一斉学習公開の実施	平成19年度～平成23年度
55-①	総合的な学習（平成19年度～平成23年度）		
目的	豊かな体験活動を通して、児童生徒一人ひとりが生きる力を身につけるようにします。		
概要	職場体験を通して、児童生徒一人ひとりが自ら課題を見つけ、追求する力や表現力、実践力を身につけるようにします。また、地域の人材を学習に活用し、先人の知恵や知識を取り入れ、地域との交流を図ります。		
55-②	一斉学習公開の実施（平成19年度～平成23年度）		
目的	地域に開かれた学校を目指し、積極的な情報発信を行います。		
概要	年2回、すべての園・小・中学校で一斉学習公開日を設け、外部評価も取り入れながら、地域に根ざした開かれた学校を目指します。		

主要施策 3 生涯学習の充実

主要事業 3-1 生涯学習の推進啓発

具体的方策		<p>学習機会、情報の提供を行い、自己啓発活動の推進を図り、生涯学習の総合的な展開を図るとともに、団体、指導者、ボランティアの育成を行います。</p> <p>また、女性が個性と能力をもって自己実現を目指し、積極的に社会参加ができるように学習機会を充実します。</p>	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
56	継続	① まなびタウンPC教室実施事業	平成19年度～平成23年度
	継続	② 生涯学習センター展示事業	平成19年度～平成23年度
	継続	③ 寿大学	平成19年度～平成23年度
	継続	④ 花づくり推進事業	平成19年度～平成23年度
	継続	⑤ 女性教育の充実	平成19年度～平成23年度
56-①	まなびタウンPC教室実施事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	まなびタウンとうはくを会場にしたパソコン講習を開催し、情報化時代に対応した講習会及びまなびタウンの活用を図ります。		
概要	パソコンの取扱いの熟練度に合わせた講座の開設を行います。		
56-②	生涯学習センター展示事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	本物の芸術に触れる機会を設け、各種グループの町民作品展を開催し、芸術文化の発展を図ります。		
概要	各種展示会を開催します。		
56-③	寿大学（平成19年度～平成23年度）		
目的	高齢者が自ら意識を持って、生きがいを見い出せる学習機会を設けます。また、趣味活動を通じて仲間づくりを行います。		
概要	定期的な講演会・実習活動を開催いたします。		
56-④	花づくり推進事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	花いっぱいの魅力ある町づくりを目指し、花づくりの啓発を行います。		
概要	花づくり講座・コンクールを実施します。		
56-⑤	女性教育の充実（平成19年度～平成23年度）		

目的	女性が個性と能力を発揮し、積極的な社会参加ができるよう学習機会の充実を図ります。
概要	女性組織の育成と活性化に努め、各種グループの発表の場をもつなど交流親睦を図っていきます。また、各種講座を開催し、公的機関への女性登用やリーダー養成を図ります。

主要事業 3-2 青少年健全育成の推進啓発

具体的方策		家庭、学校、地域、行政が連携をとり、青少年を非行から守るための推進啓発活動を行い、子ども達が心身ともに健やかに暮らせるまちづくりを目指します。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		
	事業実施年度		
57	継続	① 青少年育成啓発事業	平成19年度～平成23年度
	継続	② 生活体験学校実施事業	平成19年度～平成23年度
	継続	③ 子育て支援ネットワーク支援	平成19年度～平成23年度
	継続	④ 家庭教育支援推進事業	平成19年度～平成23年度
57-①	青少年育成啓発事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	育成員活動、子ども会活動援助等により青少年非行防止・健全育成活動を進めます。		
概要	<p>少年育成員会による街頭指導・啓発活動を通じた青少年健全育成活動を展開します。</p> <p>子ども会会長等、子ども会リーダー・育成者を対象とした子ども会運営についての研修を開催します。また、モデル子ども会を指定し、活動援助を行います。</p> <p>県青年大会及び全国青年大会に出場する選手に対して補助を行い、参加を通じた青年層の地域活動を促進します。</p>		
57-②	生活体験学校実施事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	長期間の通学合宿を行い、共同生活体験により子ども達の自立を目指します。		
概要	船上山自然の家に宿泊して、共同生活を行いながら学校へ通います。		
57-③	子育て支援ネットワーク支援（平成19年度～平成23年度）		
目的	地域のサポーターに支援を得ながら子育て不安の解消や親同士、子ども同士、親子のネットワークづくりを行います。		
概要	定期的な子育てサークル・乳幼児学級（教室）を開催します。		

57-④	家庭教育支援推進事業（平成19年度～平成23年度）
目的	各年齢に応じた子どもとの関わりについて学習機会を設け、子育てについての不安を軽減します。
概要	小・中学校参観日など学校行事に合わせた講演会を実施します。一般町民に対しての講座を開催します。

主要事業 3-3 公民館活動の促進

具体的方策		地域づくりの拠点として、公民館事業の充実を図り、地域に根ざした生涯学習の推進を行います。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
58	継続	① 公民館活動	平成19年度～平成23年度
58-①	公民館活動（平成19年度～平成23年度）		
目的	地域住民のコミュニティー施設として、生涯学習の充実を図ります。		
概要	各種学級、講座を開催し地域住民の諸課題の解消を図ります。 運動会、公民館祭、各種スポーツ大会を開催し地域住民の親睦を図ります。		

主要事業 3-4 図書館活動の促進

具体的方策		図書館の施設整備の充実を行い、本に慣れ親しむ機会を提供するとともに、小・中学校と連携をとり読書活動の推進を図ります。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
59	継続	① 図書館活動事業	平成19年度～平成23年度
	継続	② 学校図書館推進支援事業	平成19年度～平成23年度
59-①	図書館活動事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	心豊かな人を育むまちづくり、生涯学習の充実を図ります。		
概要	図書、雑誌、視聴覚資料など購入し、町民の読書、学習の便宜を図ります。併せて移動図書館車による地域への本の貸し出しサービスを行い、利用者の利便性を図ります。		
59-②	学校図書館推進支援事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	心豊かな人を育むまちづくり、生涯学習の充実を図ります。		

概 要	学校図書館が子ども達にとって使いやすい、楽しい、読書や学習の場となるよう支援します。
-----	--

主要施策 4 人権・同和教育の充実

主要事業 4-1 人権・同和教育の推進

具体的方策	学校・社会教育における人権・同和教育に関する学習活動を推進するため、推進員の各種研修会への派遣を行い資質の向上を図るとともに、地域と連携をとり総合的な人権・同和教育の推進を図ります。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業	事業実施年度
60	継続 ① 人権・同和教育推進事業	平成19年度～平成23年度
60-①	人権・同和教育推進事業（平成19年度～平成23年度）	
目的	学校教育、社会教育等における人権・同和教育を推進します。	
概要	<p>人権教育推進員は学校教育、社会教育等における学習内容の充実、人権問題の学習機会の拡充などを目的として、学校、地域と連携を図りながら人権・同和教育を推進します。</p> <p>人権教育推進員を各種大会・集会等に派遣し、資質の向上を図ります。</p>	

主要事業 4-2 人権・同和教育の啓発

具体的方策	家庭、保育園、幼稚園、学校、地域社会、職場等あらゆる場や機会を通し講演会の開催等を行い、一貫した人権・同和教育啓発活動を総合的に推進し、意識啓発を図ります。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業	事業実施年度
61	継続 ① 人権・同和教育推進事業	平成19年度～平成23年度
	継続 ② 社会同和教育推進研究事業	平成19年度～平成23年度
61-①	人権・同和教育推進事業（平成19年度～平成23年度）	
目的	<p>人権意識の高揚、地域等での人権・同和教育を推進します。</p> <p>地域等での指導者・推進者の育成を図ります。</p>	
概要	<p>差別をなくする町民集会など各種講演会、研修会等を開催し、指導者・推進者にも参加を促し、資質の向上を図るとともに、地域等での人権・同和教育の推進を図ります。</p> <p>社会教育関係団体等各種団体が行う研修を促進します。</p>	

	行政職員、教職員、社会教育関係者等を県内外各種大会等へ派遣します。 各部落同和教育推進員の研修会や、指導者・推進者養成講座を開催します。
61-②	社会同和教育推進研究事業（平成19年度～平成23年度）
目的	町並びに各地区における人権・同和教育を推進します。
概要	町同和教育推進協議会及び各地区同和教育推進研究協議会に対し、人権・同和教育の推進、研究委託を行うとともに、各団体と連携を図り、町並びに各地区における人権・同和教育の推進に努めます。

主要事業 4-3 人権・同和対策

具体的方策	同和問題の正しい理解と認識を深め、町民の意識の高揚を図り、同和問題をはじめとするあらゆる差別問題の速やかな解決を図ります。
-------	---

主要施策 5 地域文化の振興

主要事業 5-1 文化財の保存継承

具体的方策	史跡の周辺調査を行い、国・県・町指定の有形・無形文化財等の保護、保存を行い、地域の文化遺産を後世に伝えます。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業	事業実施年度
62	継続 ① 町内文化財保護事業	平成19年度～平成23年度
	継続 ② 町内遺跡発掘調査事業	平成19年度～平成23年度
62-①	町内文化財保護事業（平成19年度～平成23年度）	
目的	文化財の保護活用を図ります。	
概要	文化財保護審議会を中心に、町内の文化財の保護活用を図ります。	
62-②	町内遺跡発掘調査事業（平成19年度～平成23年度）	
目的	埋蔵文化財を保護します。	
概要	開発事業の際、試掘調査を行い、埋蔵文化財の保護を行います。	

主要事業 5-2 地域文化の振興

具体的方策		地域文化に親しむ機会、場所、情報の提供をはじめ文化活動のネットワークづくりを進め、地域の文化財・伝統行事を広くPRを行い、活用を図ります。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
63	継続	① 文化活動事業	平成19年度～平成23年度
63-①	文化活動事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	地域の文化活動の活性化を図ります。		
概要	文化祭、芸能発表会を開催します。		

主要施策 6 スポーツ・レクリエーションの振興

主要事業 6-1 社会体育施設の整備

具体的方策		社会体育施設の整備を行うとともに、既存施設の有効利用を図り、スポーツに親しむ地域のコミュニケーションの場としての充実を図ります。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
64	継続	① 社会体育利用施設管理運営事業	平成19年度～平成23年度
64-①	社会体育利用施設管理運営事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	スポーツに親しむ地域のコミュニケーションの場としての充実を図ります。		
概要	町民が利用する社会体育施設の整備、維持管理を行います。		

主要事業 6-2 スポーツ・レクリエーションの推進啓発

具体的方策		各種大会、教室、講習会を開催し、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会を提供するとともに、学校及び社会体育施設を開放し地域住民の健康増進を図ります。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
65	継続	① 郡・県・国民体育大会選手派遣事業	平成19年度～平成23年度
	継続	② 町体育協会育成及び各部奨励事業	平成19年度～平成23年度

65-①	郡・県・国民体育大会選手派遣事業（平成19年度～平成23年度）
目的	スポーツ・レクリエーションに親しむ機会を提供し、住民の健康増進を図ります。
概要	郡民体育大会、県スポーツ・レクリエーション祭、国民体育大会への町代表選手の派遣をします。
65-②	町体育協会育成及び各部奨励事業（平成19年度～平成23年度）
目的	スポーツ・レクリエーションに親しむ機会を提供し、住民の健康増進を図ります。
概要	各種大会、教室、講習会を開催し、スポーツ振興を図ります。

主要事業 6-3 スポーツクラブの育成

具体的方策		指導者、各種団体の育成を行い、地域のスポーツ活動を活性化し、スポーツ少年団等の各種スポーツクラブの育成を図ります。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
66	継続	① 社会体育指導及び推進事業	平成19年度～平成23年度
	継続	② スポーツ少年団育成強化事業	平成19年度～平成23年度
66-①	社会体育指導及び推進事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	地域のスポーツ活動の活性化を図ります。		
概要	体育指導委員の研修、活動を推進し指導者の育成を行います。		
66-②	スポーツ少年団育成強化事業（平成19年度～平成23年度）		
目的	地域のスポーツ活動の活性化を図ります。		
概要	スポーツ少年団活動を通じて、心身の健全な育成を図ります。		

基本施策5：『住民が自らつくる活力あるまちづくり』

主要施策 1 住民参画・地域活動の推進

主要事業 1-1 住民参画条例の制定

具体的方策		町民と行政が協働して取り組むまちづくりを進めるため、行政運営への住民参画について定めた住民参画条例を制定し、住民の取り組みを示した活動指針を策定します。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
67	新規	① 住民参画条例の制定	平成19年度～平成21年度
67-①	住民参画条例の制定（平成19年度～平成21年度）		
目的	地方の自立を高め、受益と負担の関係が明瞭になることで、町民に真に必要な行政サービスを効果的に選択できるようにします。		
概要	地方分権が本格化する中、「地域のことは地域で考えて地域で決める」という自己決定・自己責任に基づく地域経営を進め、町民と行政との関係を見直し、地域の中でそれぞれ責任と役割を果たして、新しい公共を協働して創っていくしくみやルールを定め、町がこれまで作ってきた自治運営のしくみや町民参加制度の根拠・拠り所を条例で明確にするとともに、新たなしくみや制度を含めて体系化し、町民が一望・一覧できるようにします。		

主要事業 1-2 地域づくり活動支援事業

具体的方策		地域の活性化に向けた住民主体の活動を推進するため、地域づくり団体やNPO等の育成を行うほか、各種団体等の自発的な取り組みを支援する制度を創設します。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
68	新規	① 町民、NPO主導の地域づくりの促進	平成19年度～平成23年度
	新規	② 町民の町政への参画の推進	平成19年度～平成23年度
68-①	町民、NPO主導の地域づくりの促進（平成19年度～平成23年度）		
目的	町民が主役の地域づくりの実現を図ります。		
概要	町民が、NPO、ボランティアの活動を通して自主的、自立的にいきいきと地域の課題を解決し、住民主役の地域づくりの実現を図ります。		
68-②	町民の町政への参画の推進（平成19年度～平成23年度）		
目的	活動を通して、協働、参画の推進を図ります。		

概 要	町民が町の活動を通してさまざまな施策に参画し、協働しながら、住民ニーズにあった地域づくりを目指します。
-----	---

主要事業 1-3 情報公開推進事業

具体的方策	情報公開を積極的に推進するため、各種計画案の内容を事前に住民に周知するとともに、主な事務事業の経費等を住民にわかりやすく公開します。
-------	--

主要事業 1-4 意見・提言対応窓口の設置

具体的方策	「提案箱」等に寄せられた町民の意見・提言に、迅速に対応するための窓口を設置し、意見・提言の取りまとめ及び調整などの体制づくりを行います。
-------	--

主要施策 2 男女共同参画社会の推進

主要事業 2-1 男女共同参画推進計画の策定

具体的方策	社会のあらゆる分野において、対等に活動し責任を分かち合う男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画推進計画を策定します。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業	事業実施年度
69	新規 ① 男女共同参画推進計画の策定	平成19年度
69-①	男女共同参画推進計画の策定（平成19年度）	
目的	審議会、委員会、管理職等の女性の積極的登用を図ります。	
概要	男女共同参画社会の実現に向けた社会意識の高揚を図るために審議会、委員会等の男女比率が均等になるように努めます。	

主要事業 2-2 男女共同参画リーダー育成事業

具体的方策	性別に関わりなく住民が地域社会に参加できる環境を整備するため、リーダーを育成するための研修会の開催や審議会等への女性の積極的な登用を行います。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業	事業実施年度
70	継続 ① 男女共同参画リーダー育成	平成19年度～平成23年度
70-①	男女共同参画リーダー育成（平成19年度～平成23年度）	

目的	指導者の養成を推進し、男女共同参画社会の確立に向けた社会意識の高揚を図ります。
概要	リーダー育成研修会等の派遣を行います。

主要事業 2-3 男女共同参画啓発事業

具体的方策	男女のあり方の問題について考え、一人ひとりが自己変革をし、人として自立できるような社会を作るため、福祉分野・教育分野と連携し、町民を対象とした講演会や様々な技能を習得するための研修会を開催します。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業	事業実施年度
71	継続 ① 研修会、講演会等の開催	平成19年度～平成23年度
71-①	研修会、講演会等の開催（平成19年度～平成23年度）	
目的	講演会等を開催し啓発活動の推進を図ります。	
概要	町民を対象とした、フォーラム・研修会などを開催します。	

主要施策 3 国際・国内交流の推進

主要事業 3-1 国際交流推進事業

具体的方策	国際交流を推進するため、国際交流員を設置し、外国語指導助手の招致、児童、生徒の海外への研修派遣を行います。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業	事業実施年度
72	継続 ① 国際交流推進事業	平成19年度～平成23年度
	継続 ② 国際交流員招致事業	平成19年度～平成23年度
72-①	国際交流推進事業（平成19年度～平成23年度）	
目的	国際交流を推進し友好交流を図ります。	
概要	韓国の蔚珍（ウルチン）郡、麒蹄（インジェ）郡との、相互訪問、ホームステイ事業などを通して相互理解、友好交流を促進します。	
72-②	国際交流員招致事業（平成19年度～平成23年度）	

目的	国際交流員の配置を行います。
概要	国際交流員を招致して、交流事業、学校や地域住民への語学指導を実施し国際交流の推進を図ります。

主要事業 3-2 ふるさと交流事業

具体的方策	国内の他の自治体や各種団体、県外在住の町出身者との交流を活性化するため、ゆかりのある自治体と交流を進めるとともに、各種団体との意見交換会や町出身者に対する情報の収集・提供を行います。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業	事業実施年度
73	継続 ① 交流ネットワーク事業	平成19年度～平成23年度
73-①	交流ネットワーク事業（平成19年度～平成23年度）	
目的	町出身者との交流を図り、町の活性化を図ります。	
概要	琴浦会の会員相互の親睦、情報交換を図り、町の活性化のための情報の収集を行い、ふるさと琴浦の発展を図ります。 「ことうら三昧ふるさと便」により、町内外に特産品をPR、販売し、地元産品の販売促進を行います。	

主要施策 4 行財政運営の効率化

主要事業 4-1 専門的組織・人材の設置

具体的方策	地方分権の時代に対応した新たな施策に積極的に取り組むため、環境問題や情報化に対応するための専任組織や福祉分野等の専門職員を配置します。
-------	---

主要事業 4-2 電子ネットワーク化推進事業

具体的方策	行政手続きの電子ネットワーク化を推進し、公共施設の利用や各種申請の手続きの情報通信技術の活用に向けて取り組みます。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業	事業実施年度
74	継続 ① 行政ネットワーク維持管理事業	平成19年度～平成23年度
	継続 ② 電算管理事業	平成19年度～平成23年度
	継続 ③ 電子自治体構築事業	平成19年度～平成23年度

74-①	行政ネットワーク維持管理事業（平成19年度～平成23年度）
目的	庁内及び出先機関のネットワーク設備及び端末の維持管理を図ります。
概要	行政ネットワークの安定的な通信環境を提供するため、ネットワーク配線及び各種機器の保守、ネットワーク機器や端末の更新を図ります。
74-②	電算管理事業（平成19年度～平成23年度）
目的	電算機器および基幹業務システムの維持管理を図ります。
概要	行政業務を電算処理するための基幹業務システムを安定的に稼働させるため、各種機器やソフトウェアの保守、システムの導入や改修を行なうことで事務の効率化を図ります。
74-③	電子自治体構築事業（平成19年度～平成23年度）
目的	電子自治体を実現するためのシステム構築と運営管理を図ります。
概要	インターネットを利用した申請受付システムを構築することにより、住民は自宅において日時を気にすることなく申請・申告や届出等各種行政手続が可能となり、行政サービスの向上を図ります。

主要事業 4-3 行財政運営適正化事業

具体的方策		行財政の適正な運営を図るため、行政評価制度の導入に向けて検討を行い、バランスシートを作成・公開するとともに、資金調達多様化の方法として町民債の発行を検討します。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業		事業実施年度
75	新規	① バランスシートの作成・公開	平成20年度～平成23年度
	継続	② 行財政改革の推進	平成19年度～平成23年度
75-①	バランスシートの作成・公開（平成20年度～平成23年度）		
目的	わかり易い財政状況を公表していくため、新たな公会計制度の整備を図り、バランスシートの作成・公開を進めます。		
概要	新たな公会計制度の導入により作成される財務諸表が政策形成に有効に活用されるために、平成20年度からバランスシートの作成・公開を行い、行政評価制度の導入に向けた取り組みを進めます。		
75-②	行財政改革の推進（平成19年度～平成23年度）		

目的	効率的な行財政運営を図るため、行財政改革を図り、健全な財政運営を進めます。
概要	適正な財政運営を図るため、中・長期的な財政構造の問題点を把握し、大胆な行財政改革に取り組んでいきます。

主要事業 4-4 新庁舎の建設

具体的方策	事務能率と行政サービスの向上を図るため、OA化に対応した新町のシンボルにふさわしい近代的・合理的で耐震性を持った災害時の拠点ともなりうる庁舎を建設します。また、庁舎建設に当たっては、将来展望に立った総合的な整備計画を策定します。	
通し番号	具体的方策を達成するための事業	事業実施年度
76	新規 ① 新庁舎の建設	平成19年度～平成23年度
76-①	新庁舎の建設（平成19年度～平成23年度）	
目的	行政サービスの向上及び住民の利便性の向上を図るとともに、事務効率の向上を図ります。	
概要	耐震性を備え、OA化に対応した庁舎を建設することにより、行政サービスの向上を図ります。	